

罪名	處刑ノ度數	
	一	二
水火震災及其他ノ變ニ乘シ人ノ所有物ヲ竊取ス	101	1
門戶牆壁ヲ踰越損壞シ及鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り物 件ヲ竊取ス	101	1
典物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看守ニ保ル自己ノ物品 ヲ竊取ス	101	1
田野ニ於テ穀類菜葉及其他產物ヲ竊取ス	101	1
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス	101	1
牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取ス	101	1
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	101	1
他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿ス	101	1
家資分散ノ際其財產ヲ藏匿脱漏シ又ハ虛偽ノ負債ヲ增 加ス	101	1
家資分散ノ際隱匿ノ類ヲ藏匿毀棄シ及負債ヲ私償ス	101	1
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證書類ヲ竊取ス	101	1
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂シタルニ乘テ財物或ハ 證書類ヲ授與セシム	101	1
物件ヲ販賣シ及交換スルニ當リ其物質ヲ變シ或ハ分量 ヲ偽テ人ニ交付ス	101	1
他人ノ動産ヲ冒認シテ販賣交換及抵當典物トナシ或ハ 自己ノ不動産ヲ重抵當典物ト爲ス	101	1
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金類物件 ヲ費消ス	101	1
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金類物件 ヲ騙取拐帶シ或ハ其他詐僞ノ所爲アルモノ	101	1
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス	101	1
強竊盜ノ贓物ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保 ヲ爲ス	101	1
詐偽取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルヲ知テ受ケ 及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	101	1

罪名	處刑ノ度數	
	一	二
家資分散ノ際隱匿ノ類ヲ藏匿毀棄シ及負債ヲ私償ス	7067	10067
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證書類ヲ竊取ス	3134	110
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂シタルニ乘テ財物或ハ 證書類ヲ授與セシム	11	1
物件ヲ販賣シ及交換スルニ當リ其物質ヲ變シ或ハ分量 ヲ偽テ人ニ交付ス	36	1
他人ノ動産ヲ冒認シテ販賣交換及抵當典物トナシ或ハ 自己ノ不動産ヲ重抵當典物ト爲ス	806	1
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金類物件 ヲ費消ス	1599	111
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金類物件 ヲ騙取拐帶シ或ハ其他詐僞ノ所爲アルモノ	742	1
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス	36	1
強竊盜ノ贓物ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保 ヲ爲ス	1663	36
詐偽取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルヲ知テ受ケ 及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	289	1

罪名	一 度		二 度		三 度		四 度		五 度		六 度		七 度		計
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス	六														六
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	一〇七		一〇												一〇七
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	五七														五七
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	二二〇		三												二二〇
人ノ家屋ニ屬スル牆壁及圍池ノ裝飾或ハ田圃ノ築圃牧場ノ柵欄ヲ毀壞ス	五														五
人ノ稼穡竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス	四九														四九
土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ及移轉ス	一七														一七
人ノ器物ヲ棄毀ス	六六		七												七三
人ノ牛馬ヲ殺ス	一〇														一〇
人ノ家畜ヲ殺ス	七														七
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ棄毀ス	一〇														一〇
計	五	二	二	二											二二

合計	合計		合計
	女	男	
合計	一七六	二一六	三九二
女	六八	五九〇	六五八
男	一〇八	一四〇	二四八
合計	七〇	二九〇	三六〇
女	二七	二二	四九
男	四三	一六八	二一一
合計	六六	一七〇	二三六
女	一	一	二
男	六五	一六九	二三四

表三十三第款二第部二第
族種及齡年ルス對ニ名罪

罪名	天皇ニ對シ不敬ノ所爲アルモノ		兇徒ニ附和隨行ス		官吏ニ抗拒ス		官吏ヲ毆打創傷ス		官吏ヲ侮辱ス		已決ノ囚徒逃走ス		未決ノ囚徒逃走ス		囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器及其他ノ器具ヲ給與シ或ハ逃走ノ方法ヲ指示ス		囚徒ヲ劫奪シ及暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケ		囚徒ヲ看守シ及隠匿者囚徒ヲ逃走セシム		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
訴免罪無																					
渡言ノ刑																					
計																					
被告人犯時ノ年齡	滿二十年未滿二十六年																				
	滿二十六年未滿三十二年																				
	滿三十二年未滿三十八年																				
	滿三十八年未滿四十四年																				
	滿四十四年未滿五十一年																				
	滿五十一年未滿五十七年																				
	滿五十七年未滿六十四年																				
計																					
被告人ノ種族	華族																				
	士族																				
	平民																				
詳不族種																					
計																					

第二部
第二款
此ニハ前款被告人ノ罪名ニ就キ年齡及種族ヲ示ス者トス

罪名	罰則		被告人犯時ノ年齢							被告人ノ種族			
	無罪	罰則	未滿十歲	十歲以上未滿十二歲	十二歲以上未滿十四歲	十四歲以上未滿十六歲	十六歲以上未滿十八歲	十八歲以上	計	華族	士族	平民	種族不詳
看守及護送者情志ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺ラズ													
犯罪人ナルヲ知テ藏匿シ及隱避ス													
他人ノ罪ヲ免カレシメシムルヲ圖リ其罪證ト爲ル可キ物件ヲ隱蔽ス													
公權ヲ剝奪セラレ及公權ヲ停止セラレタル者私ニ其權ヲ行フ													
監視ニ付セラレタル者其規則ニ違背ス													
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破毀實ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス													
銃砲彈藥及其他破毀實ノ物品ヲ所有ス													
道路橋梁河溝溝渠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス													
設計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス													
電信ノ系統柱木ヲ損壞シ及電線ヲ切斷シ電氣ヲ不通ニ爲ス													
晝間故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル													

罪名	罰則		被告人犯時ノ年齢							被告人ノ種族			
	無罪	罰則	未滿十歲	十歲以上未滿十二歲	十二歲以上未滿十四歲	十四歲以上未滿十六歲	十六歲以上未滿十八歲	十八歲以上	計	華族	士族	平民	種族不詳
夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル													
故ナク皇居禁苑離宮行在所及皇陵内ニ入ル													
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破毀ス													
官ノ封印ヲ破毀シ其物件ヲ盜取シ及毀壞ス													
看守者情志ニ因リ封印ヲ破毀シ及其物件ヲ盜取毀壞スル犯人アルヲ覺ラズ													
徵兵免役ヲ圖ル													
徵兵ニ關人セラレ可キ者他人ニ囑托シ姓名ヲ詐稱シ代テ徵兵ニ應ジシメ及囑托ヲ受ケ徵兵ニ應ス													
官署ヨリ解剖分析及鑑定ヲ命セラレ故ナク肯セス													
證人故ナク陳述ヲ肯セス													
内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ變造シテ行使ス													
變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ取受シテ行使ス													
貨幣ヲ取受スル後偽造變造ナルヲ知テ行使ス													

罪名	自被區分		計	被告人犯時ノ年齢										被告人ノ種族				
	無罪	免訴		未滿	十	十二	十六	二十	三十	四十	五十	六十	知	華	士	平	種	族
書翰什物等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ及其 偽印ヲ使用ス																		
已ニ貼用シタル各種ノ印紙郵便切手 ヲ再貼用ス																		
私印ヲ偽造シテ行使ス																		
他人ノ印影ヲ盜用ス																		
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス																		
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス																		
詐欺ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ケ																		
疾病證書ヲ偽造シ及増減變換シテ行 使シ或ハ醫師驅托ヲ受ケ詐偽ノ證 書ヲ造ル																		
徵兵ノ免ル可キ或ハ疾病證書ヲ偽造シテ行使シ及 驅托ヲ受ケ詐偽ノ證書ヲ造ル																		
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス																		

罪名	自被區分		計	被告人犯時ノ年齢										被告人ノ種族				
	無罪	免訴		未滿	十	十二	十六	二十	三十	四十	五十	六十	知	華	士	平	種	族
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス																		
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス																		
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス 賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑托シ賄賂及詐偽ノ 鑑定證書ヲ爲サシム																		
度量衡ヲ偽造シ及變造シテ販賣ス																		
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス																		
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ 利ヲ得ル																		
官署ニ對シ屬籍身分氏名年齢ヲ詐稱ス																		
官職位階ヲ詐稱シ及官ノ職務徽章或ハ内外國ノ 勳章ヲ濫用ス																		
公撰ノ投票ヲ偽造シ及其數ヲ増減ス																		
賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ及賄賂ヲ受ケ投票ヲ 爲ス																		
賄賂ヲ造リ投票ノ結局ヲ報告スル者其數ヲ増減 シ及其他詐偽ノ所爲アルモノ																		
阿片烟ヲ吸食ス																		
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス																		

罪名	言種別分		計	被告人犯時ノ年齢										被告人ノ種族			計				
	無罪	免罪		未滿	十	十二	十六	二十	三十	四十	五十	六十	六十以上	知レ	華族	士族		平民	種族不詳		
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用テ水質ヲ變シ及塵																					
傳染病預防規則ニ違背シ入港ノ船舶ヨリ上陸シ																					
及物品ヲ陸地ニ運搬ス																					
官許ヲ得ズシテ危險ヲ生シ及健康ヲ害スヘキ物																					
品ノ製造所ヲ創設ス																					
官許ヲ得ズシテ危險ヲ生シ及健康ヲ害シ健康ヲ																					
害スル規則ニ違背ス																					
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ																					
混和シテ販賣ス																					
規則ニ違背シ毒藥劇藥ヲ販賣ス																					
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シテ販																					
賣シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致ス																					
官許ヲ得ズシテ醫業ヲ爲ス																					
官許ヲ得ズシテ醫業ヲ爲シ治療ノ方法ヲ異リ因																					
テ人ヲ死傷ニ致ス																					
公然猥褻ノ所行ヲナス																					
風俗ヲ害スル冊子圖書及其他猥褻ノ																					
物品ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス																					

罪名	言種別分		計	被告人犯時ノ年齢										被告人ノ種族			計					
	無罪	免罪		未滿	十	十二	十六	二十	三十	四十	五十	六十	六十以上	知レ	華族	士族		平民	種族不詳			
賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招																						
結ス																						
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ																						
知テ房屋ヲ給與ス																						
財物ヲ賭集シ富貴ヲ以テ利益ヲ僥倖																						
スル業ヲ興行ス																						
納圖博奕場所其他博奕場所ニ對シ公然不敬ノ所爲ヲ																						
ナシ及毀壞ハ總稱ナリ																						
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス																						
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス																						
墳墓ヲ發掘シ因テ死屍ヲ毀棄ス																						
寫計及威力ヲ以テ殺傷其他他人ノ需用ニ關シ可カ																						
ラザル食用物ノ賣買ヲ妨害ス																						
偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス																						
官吏其官署ニ係ル法律規則ヲ公布施行セス及他ノ																						
官吏ノ公布施行ヲ妨害ス																						
官吏權ニ威嚇テ用ヒテ人ヲシテ其權利ヲキ事ヲ行ハ																						
シメ及其爲スヘキ權利ヲ妨害ス																						
逮捕官吏法律ニ定メタル程式規則ヲ遵守セス人ヲ																						
逮捕シ及不正ニ人ヲ監禁ス																						
逮捕官吏司獄官吏運送者囚人ニ對シ飲食衣服ヲ屏																						
去シ及其他苛酷ノ所爲ヲ爲ス																						
裁判官檢察官被告人ニ對シ罷免ヲ陳述セシム																						
ル爲メ暴行ヲ加ヘ及凌辱ス																						

罪名	言渡區分		被告人犯時ノ年齢										被告人ノ種族					
	無罪	罪免	計	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十
懐胎ノ婦女ヲ威迫シ及誑騙シテ墮胎セシム																		
懐胎ノ婦女ナルヲ知テ墮胎シテ加ヘ四																		
八歳ニ滿タサル幼者ヲ遺棄ス																		
八歳ニ滿タサル幼者及老疾者ヲ寡獨無人ノ地ニ																		
遺棄ス																		
自己ノ所有地及看守スヘキ地内ニ遺棄セラレタ																		
ル幼者老疾者アルヲ知テ扶助セズ或ハ官署ニ																		
申告セズ																		
十二歳ニ滿タサル幼者ヲ略取或ハ誘																		
拐ス																		
二十歳ニ滿タサル幼者ヲ略取或ハ誘																		
拐ス																		
專取誘拐シタル幼者ナルヲ知テ自己ノ家屬僕																		
隸ト爲シ及其他ノ名稱ヲ以テ之ヲ收受ス或ハ																		
十二歳ニ滿タサル男女ニ對シテ暴行脅迫ヲ爲シ																		
及十二歳以上ノ男女ニ對シテ暴行脅迫ヲ以テ暴																		
行ノ所行ヲ爲ス																		
十六歳ニ滿タサル男女ノ淫行ヲ勸誘																		
シ及媒合ス																		
姦通																		

罪名	言渡區分		被告人犯時ノ年齢										被告人ノ種族					
	無罪	罪免	計	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス																		
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス																		
惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス																		
祖父母父母ヲ毆打創傷ス																		
姦夫ナル父ヲ毆打創傷ス																		
祖父母父母ヲ豫メ謀テ毆打創傷ス																		
祖父母父母ヲ豫メ謀テ毆打創傷ス																		
祖父母父母ヲ脅迫ス																		
祖父母父母ニ對シテ衣食ヲ供給セズ及																		
其他必要ナル奉養ヲ關ク																		
人ノ所有物ヲ竊取ス																		
水火震災及其他ノ變ニ乘シ人ノ所有																		
物ヲ竊取ス																		
門戶牆壁ヲ踰越損壞シ及鎖鑰ヲ開キ																		
邸宅倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス																		

罪名	言微區分		計	被告人犯時ノ年齡												被告人ノ種族				
	無罪	免罪		計	未滿十歲	十歲以上未滿十二歲	十二歲以上未滿十四歲	十四歲以上未滿十六歲	十六歲以上未滿十八歲	十八歲以上未滿二十歲	二十歲以上未滿三十歲	三十歲以上未滿四十歲	四十歲以上未滿五十歲	五十歲以上未滿六十歲	六十歲以上未滿七十歲	七十歲以上	華族	士族	平民	
典物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス																				
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス																				
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス																				
牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取ス																				
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス																				
他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿ス																				
家資分散ノ際其財產ヲ藏匿脱漏シ及虛偽ノ負債ヲ增加ス																				
家資分散ノ際隱匿ノ類ヲ藏匿脱漏シ及負債ヲ私債ス																				
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證書類ヲ騙取ス																				
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂シタルニ乘リ財物或ハ證書類ヲ授與セシム																				

罪名	言微區分		計	被告人犯時ノ年齡												被告人ノ種族				
	無罪	免罪		計	未滿十歲	十歲以上未滿十二歲	十二歲以上未滿十四歲	十四歲以上未滿十六歲	十六歲以上未滿十八歲	十八歲以上未滿二十歲	二十歲以上未滿三十歲	三十歲以上未滿四十歲	四十歲以上未滿五十歲	五十歲以上未滿六十歲	六十歲以上未滿七十歲	七十歲以上	華族	士族	平民	
物件ヲ販賣シ及交換スルニ當リ其物質ヲ變シ或ハ分量ヲ偽テ人ニ交付ス																				
他人ノ動産ヲ冒認シテ販賣交換及抵當抵當典物トナス																				
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消ス																				
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取拐帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ																				
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス																				
強竊盜ノ贓物ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス																				
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス																				
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス																				
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス																				
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス																				

罪名	人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス		人ノ家屋ニ屬スル牆壁及圍池ノ裝飾或ハ田圃ノ樊園牧場ノ柵欄ヲ毀壞ス		人ノ稼穡竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス		土地ノ經界ヲ表示シタル物件ヲ毀壞シ及移轉ス		人ノ器物ヲ毀棄ス		人ノ牛馬ヲ殺ス		人ノ家畜ヲ殺ス		人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄ス		
	女	男	女	男	女	男	男	女	男	女	男	男	男	女	男	女	男
無罪
免罪
訴
言
渡
刑
計
被告人犯時ノ年齡	二十
	二十
	二十
	三十
	四十
	五十
	六十
計
被告人ノ種族	華族
	士族
	平民
	種族不詳
計

一此表本年中二度以上言渡ヲ受タルハ其最後ノ言渡ニ依テ記載シ重撰テ省ク故ニ第一表ノ員數ト差違アリ

表四十三第款三第部二第
分區渡言ルス對ニ名罪ル係ニ判裁席調ノ罪輕

罪名	官吏ニ抗拒ス		官吏ヲ侮辱ス		已決ノ囚徒逃走ス		未決ノ囚徒逃走ス		犯人ナルヲ知テ藏匿シ及隠避ス		監視ニ付セラレタル者其規則ニ違背ス		私ニ軍用ノ銃彈藥器及其他武器ヲ賣買シ或ハ買受メテ賣買ス		銃彈藥器及其他武器ヲ所持ス		書簡故テ人ノ住居ヲタル屋宅及人ノ看守ニ侵入ス	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
件	...																	
數	...																	
人員	...																	
言	...																	
渡	...																	
區	...																	
分	...																	
罰	...																	
金	...																	
附	...																	
加	...																	
計	...																	

第二部
第三款
此ニハ輕罪案件ノ調席裁判ニ係ル罪名及言渡被告人男女ノ區分並裁判廳名ニ就テ言渡區分ヲ示ス者トス

罪名	件数		人員		罰金			拘留			監禁		
	本年	前年	本年	前年	以上百圓	以上廿圓	以上二圓	以上十日	以上五日	以上三日	以上一月	以上三月	
神前所定場所其他場所ニ對シテ公然ハハルヲ行フ事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
墳墓ヲ毀壞シ棺槨及死屍ヲ見ハス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
偽計及威力ヲ以テ賄賂或ハ入札ヲ妨害ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
逮捕官更法律ニ定メタル様式及不正ニ人ヲ逮捕ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人ヲ毆打創傷シ因テ痼疾ニ致ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人ヲ毆打創傷ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豫メ謀テ人ヲ毆打創傷ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
重罪罪ヲ犯シニ便利ナル爲メ及已ニ犯シテ其罪ヲ免ルル爲メ人ヲ毆打創傷ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人ヲ欺誘シテ自殺セシメ及囑托ヲ受ケ自斃人ノ爲メニ手ヲ下ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
彼ニ人ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
彼ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ爲ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

罪名	件数		人員		罰金			拘留			監禁		
	本年	前年	本年	前年	以上百圓	以上廿圓	以上二圓	以上十日	以上五日	以上三日	以上一月	以上三月	
人ヲ殺セントシ及人ノ住所ニ火ヲ點シテ人ヲ殺シ及人ノ財産ヲ燒失セシムル事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
毆打創傷及其他暴行ヲ加ヘント脅迫ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
懐胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
八歳ニ滿テサル幼者ヲ遺棄ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
二十歳ニ滿テサル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
十六歳ニ滿テサル男女ノ淫行ヲ勸誘及媒合ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
姦通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
惡事進行ヲ捕殺シテ人ヲ誣告ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
祖父母父母ヲ毆打創傷ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
祖父母父母ニ對シテ衣食ヲ供給セス及其他必要ナル家養ヲ廢テス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

罪名	人ノ所有物ヲ竊取ス		件数	人員	言	禁	罰	附
	男	女						
水火震災及其他ノ變ニ乘シテ人ノ所有物ヲ竊取ス								
門戸開鑿ヲ能ハズシテ及破損ヲ加ヘテ竊取ス								
典物トシテ他人ニ交付シ及官竊取ス								
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス								
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス								
人ヲ脅迫シ及暴行ヲ加ヘ財物ヲ強取ス								
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス								
家畜分散ノ際其財產ヲ藏匿脱漏シ及虚偽ノ負債ヲ増加ス								
家畜分散ノ際產物ノ類ヲ藏匿脱漏シ及虚偽ノ負債ヲ増加ス								

罪名	人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證書類ヲ騙取ス		件数	人員	言	禁	罰	附
	男	女						
幼者知能薄弱及人ノ精神錯亂シタルニ乘シテ財物或ハ證書類ヲ騙取ス								
他人ノ動産ヲ冒認シテ販賣及譲渡シ及虚偽ノ借入金ノ取立書ヲ提出ス								
受寄ノ財物借用物及典物其他ノ金類物件ヲ費消ス								
受寄ノ財物借用物及典物其他ノ金類物件ヲ費消ス								
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス								
強竊盜ノ贓物ナルヲ知テ受及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス								
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シテハ物件ヲ知テ受及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス								
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス								
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス								
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス								

表五十三第 款三第部二第

分區渡言ルス對ニ廳各

廳名	件			人員		言渡區分				附加				
	本年受理各種	立申附放	計	前年	本年	無罪	免全	輕	重	罰金	拘留	監獄	附金	
千葉重罪裁判所														
栃木重罪裁判所														
浦和重罪裁判所														
前橋重罪裁判所														
東京輕罪裁判所														
橫八王子支廳														
濱小田原治安裁判所														
千木更津支廳														
葉八日市場支廳														
水本支廳														
氷土浦支廳														
戶下支廳														
計														

ノ續リヨ前

罪名	件			人員		言渡區分				附加				
	本年受理各種	立申附放	計	前年	本年	無罪	免全	輕	重	罰金	拘留	監獄	附金	
人ノ家畜ヲ殺ス														
人ノ器物ヲ毀損ス														
人ノ權利義務ニ關スル證據類ヲ毀損ス														
新法ニ正誤アルモ新法ニ正誤ナキモノ														
合計														
女														
男														
總計														

一表中イ印一人ロ印一人ハ刑法第百二條ニ依リ附加刑ノミヲ言渡タルヲ以テ言渡欄ニ記入セス故ニ總人員ヨリ言渡人員三人ノ差アリ

大 奈 支 庭		坂 界 治 安 裁 判 所		大 本 支 庭		神 洲 支 庭		神 姫 路 支 庭		戸 豐 岡 支 庭		明 石 治 安 裁 判 所		藤 山 治 安 裁 判 所		龍 野 治 安 裁 判 所		岡 津 山 支 庭		山 高 梁 治 安 裁 判 所		大 本 支 庭		大 彦 根 支 庭		
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
...

本 庭		都 園 部 治 安 裁 判 所		京 伏 見 治 安 裁 判 所		本 宮 津 支 庭		德 島 重 罪 裁 判 所		和 歌 山 重 罪 裁 判 所		福 井 重 罪 裁 判 所		大 津 重 罪 裁 判 所		京 都 重 罪 裁 判 所		大 坂 重 罪 裁 判 所		合 計		柏 崎 治 安 裁 判 所		廳 名		
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
...

廳名	件數				人員		言渡區分		附加	
	本年受理各條	立申附放	罪犯內廷訟	計	前年	本年	罰金	拘留	罰金	沒收料
福本
小濱支廳
大野治安裁判所
井敦賀治安裁判所
金七尾支廳
澤輪島治安裁判所
富木
高岡治安裁判所
和歌山
田邊支廳
徳島
鳥取支廳
計

廳名	件數				人員		言渡區分		附加	
	本年受理各條	立申附放	罪犯內廷訟	計	前年	本年	罰金	拘留	罰金	沒收料
高知
中村支廳
松本
宇和島支廳
高松支廳
山九
總治安裁判所
名古屋重罪裁判所
名古屋
岡崎支廳
熱田治安裁判所
名古屋治安裁判所
豊橋治安裁判所
安本
山田支廳
津安
四日市治安裁判所
計

廳名	件數		人員		言渡區		分		附加	
	本年受理各條	前年	本年	前年	禁錮	罰金	拘留	監禁	罰金	附料
小倉支廳
柳川治安裁判所
大津支廳
中津支廳
分大
竹田治安裁判所
豆田治安裁判所
熊本
天草支廳
山鹿治安裁判所
八代治安裁判所
本
人吉治安裁判所
兒鹿本
大島支廳
計

廳名	件數		人員		言渡區		分		附加	
	本年受理各條	前年	本年	前年	禁錮	罰金	拘留	監禁	罰金	附料
島本
宮城治安裁判所
延岡治安裁判所
計
仙石
古川治安裁判所
臺
大河原治安裁判所
計
白河支廳
福平支廳
島
若松支廳
中村治安裁判所
計

前	弘	本	田		秋	本	大	同	盛	形	山	本	廳	名	件		數	人	言				附													
			五	所											八	戶			大	能	勢	木	酒	米	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤
前	五	所	八	戶	大	能	勢	木	酒	米	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤

沖	本	函	館	札	幌	根	本	計	總	計	件		數	人	言				附															
											總	計			澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤									
沖	本	函	館	札	幌	根	本	計	總	計	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤	澤

表六十三第 款四第部二第
分區渡言ルス對ニ條各ノ犯違則規諸ル係ニ判裁審對

諸規則違反	出版條例		新聞條例		集會條例		銃砲取締規則		鳥獸獵規則		酒造及醬麴營業稅則		煙草稅則		證券印稅規則		訴訟用印紙規則		船稅規則	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
件	本年受理各件																			
數	計																			
人	前年																			
員	本年																			
言	無罪																			
	免全																			
渡	管轄																			
	上以年二																			
區	上以日一十																			
	上以年二																			
分	上以日一十																			
	金罰																			
加	留拘																			
	料科																			
附	沒收																			
	留留																			
加	場場																			
	治治																			
附	監監																			
	視視																			
加	金罰																			
	料科																			
附	收沒																			
	收沒																			

第二部
第四款
此ニハ對審裁判ニ係ル諸規則違反ノ各條及言渡被告人男女ノ
區分並裁判廳名ニ就テ言渡區分又ハ裁判所ノ召喚不參運參ヲ
示シ諸規則ノ闕席裁判各件ヲ列載スル者トス

諸規則違反	件數		人員		言渡區分				附加			
	本年	前年	本年	前年	無罪	免全管	二年以上	一年以上	罰金	拘留	罰金	沒收
車稅規則	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
北海道產物出港稅則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地賣買讓渡規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地租條例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所屬田切開切添等チナス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脫稅ノ爲メ土地チ欺隱ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本抗法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電信條例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海陸電信線路近傍ニ於テ漁業チナシシ減ハ被檢ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鐵道罰則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郵便條例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

諸規則違反	件數		人員		言渡區分				附加			
	本年	前年	本年	前年	無罪	免全管	二年以上	一年以上	罰金	拘留	罰金	沒收
藥品取扱規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賣藥規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賣藥印紙稅規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上衝突豫防規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航 西洋形船舶海員雇入雇止規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海 西洋形船長運轉手續關手續規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可ヲ得スレテ煙草ヲ製造ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銀行條例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米商會社條例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式取引所條例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私ニ米穀及金銀貨幣其他諸物品ノ限月賣買チナス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛馬賣買規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傳染病豫防規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表七十三第款四第部二第
分區渡言ルス對ニ廳各

廳名	件	員		言渡區分				附加			
		前	本	無罪	免全	管轄	罰金	拘留	沒收		
橫濱重罪裁判所	10	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸重罪裁判所	8	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
靜岡重罪裁判所	7	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0
長野重罪裁判所	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
東京輕罪裁判所	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
橫濱八王子支廳	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
濱小田原治安裁判所	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
千木更津支廳	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
葉八日市場支廳	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
水本	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
水土	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
戸下	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
妻支	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
支廳	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	53	27	26	0	0	0	0	0	0	0	0

ノ續リヨ前

諸規則違反	件		人		言渡區分		附加			
	前	本	前	本	無罪	免全	管轄	罰金		
度量衡改定規則	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
富藏賣買ノ牙保及補助ヲナシ減ハ購買ス	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
徵兵令	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
質屋取締條例	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
古物商取締條例	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
各種ノ違犯	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0
女	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
男	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
計	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0

新		野				長		府 甲			掛川治安裁判所			
高田支廳	長岡支廳	新發田支廳	本廳	岩村田治安裁判所	福島治安裁判所	大町治安裁判所	上諏訪治安裁判所	飯田治安裁判所	飯山治安裁判所	上田支廳	松本支廳	本廳	谷村治安裁判所	本廳
...

岡 靜		橋 前		和 浦		木 枳		廳 名		
沼津治安裁判所	下田治安裁判所	濱松支廳	本廳	橋本治安裁判所	高崎治安裁判所	大宮治安裁判所	熊谷支廳	本廳	宇都宮支廳	枳木支廳
...

廳名	件数	人員	言渡區分	附加	
				附	加
相川支廳					
村上治安裁判所					
柏崎治安裁判所					
六日町治安裁判所					
糸魚川治安裁判所					
計					
警視廳					
千葉縣警察署					
茨城縣警察署					
埼玉縣警察署					
靜岡縣警察署					
長野縣警察署					
新潟縣警察署					
計					
大坂重罪裁判所					

廳名	件数	人員	言渡區分	附加	
				附	加
大津重罪裁判所					
高知重罪裁判所					
京都府					
京都府 伏見治安裁判所					
京都府 園部治安裁判所					
京都府 福知山治安裁判所					
計					
大阪府					
大阪府 奈良支廳					
大阪府 堺治安裁判所					
大阪府 五條治安裁判所					
計					
神戶府					
神戶府 本支廳					
神戶府 洲本支廳					
神戶府 姫路支廳					
神戶府 豐岡支廳					
計					
明石治安裁判所					

知高 中本 村支 計		島德 脇本 町支 計		山歌和 田本 邊支 計		山富 魚高 津開 治安 裁判 所 計		澤金 輪小 島松 治安 裁判 所 計		七本 尾支 計	

三〇九

井福 敦賀 治安 裁判 所 計		大津 野濱 支 計		山岡 高梁 治安 裁判 所 計		岡木 玉島 治安 裁判 所 計		日藤 龍野 治安 裁判 所 計	

三〇八

廳名

件數

人員

言渡區分

附加

前年	本年	前年	本年						
男	女	男	女	無罪	免管	全管	上以年二	上以年一	上以年二
				金留	罰拘	料科	沒沒	沒沒	沒沒
				置留	留留	治治	押押	減減	
				視	監	罰	科	科	
				金	罰		科	科	
				收			沒	沒	

廳名	件數		人員		言渡區分	附加
	前年	本年	前年	本年		
本廳
宇和島支廳
松高松支廳
西條治安裁判所
大洲治安裁判所
丸龜治安裁判所
京都府警察署
大坂府警察署
兵庫縣警察署
岡山縣警察署
滋賀縣警察署
福井縣警察署
石川縣警察署
和歌山縣警察署
德島縣警察署
計
無罪						
免全						
管轄						
上以二年						
上以十年						
上以二年						
上以十年						
金罰						
留拘						
料科						
收没						
留攝治懲						
却撤消						
監罰						
料科						
收没						

高知縣警察署		愛媛縣警察署		合計	名古屋		安山		津濱		岐阜		卓	
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...

廳名	件數		人員		言渡區分				附加				
	本年	前年	本年	前年	無罪	免全管	以上年二	以上年一十	罰金	拘留	監禁	附	加
愛知縣警察署
三重縣警察署
岐阜縣警察署
廣尾道支廳
島三治安裁判所
山赤間支廳
山口治安裁判所
松濱支廳
計

廳名	件數		人員		言渡區分				附加				
	本年	前年	本年	前年	無罪	免全管	以上年二	以上年一十	罰金	拘留	監禁	附	加
江西支廳
今市治安裁判所
島米子支廳
廣島縣警察署
鳥取縣警察署
宮崎重罪裁判所
長平支廳
長福江支廳
崎原支廳
島原治安裁判所
佐木支廳
賀唐津治安裁判所
計

廳名	件數		人員		言渡區分			附加	
	本年受理各件	前年	本年	前年	無罪	免全管	留物科	監罰	監罰
本廳
福久留米支廳
小倉支廳
柳川治安裁判所
本廳計
大津支廳
佐伯治安裁判所
竹田治安裁判所
杵築治安裁判所
豆田治安裁判所
本廳計
熊本廳
天草支廳
山鹿治安裁判所
八代治安裁判所
人吉治安裁判所

廳名	件數		人員		言渡區分			附加	
	本年受理各件	前年	本年	前年	無罪	免全管	留物科	監罰	監罰
本廳
鹿大島支廳
水引治安裁判所
本廳計
宮都城治安裁判所
崎延岡治安裁判所
本廳計
長崎縣警察署
福岡縣警察署
大分縣警察署
熊本縣警察署
鹿兒島縣警察署
宮崎縣警察署
合計
本廳
石卷支廳
古川治安裁判所

廳名	件數		人員		官渡區分		附加	
	本年	前年	男	女	無罪	免全管	罰金	罰料
臺大河原治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
本廳	10	12	10	12	10	12	10	12
白河支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
平河支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
若松支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
島中村治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
山米澤支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
山酒田支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
形新庄治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
盛本支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
盛井支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
岡宮古治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12

廳名	件數		人員		官渡區分		附加	
	本年	前年	男	女	無罪	免全管	罰金	罰料
本廳	10	12	10	12	10	12	10	12
大曲支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
秋本庄治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
秋能代治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
秋大館治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
田計	10	12	10	12	10	12	10	12
福島縣警察署	10	12	10	12	10	12	10	12
山形縣警察署	10	12	10	12	10	12	10	12
岩手縣警察署	10	12	10	12	10	12	10	12
秋田縣警察署	10	12	10	12	10	12	10	12
合計	10	12	10	12	10	12	10	12
本廳	10	12	10	12	10	12	10	12
八戸支廳	10	12	10	12	10	12	10	12
弘前治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
青森治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
五所河原治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
前總ヶ澤治安裁判所	10	12	10	12	10	12	10	12
本廳計	10	12	10	12	10	12	10	12

廳名	件數		人員		言渡區分				附加		
	本年受理各件	計	前年	本年	無罪	免全管	管轄	罰金	拘留	罰金	罰金
江刺治安裁判所	1	1	1	1							
福山治安裁判所	1	1	1	1							
壽都治安裁判所	1	1	1	1							
本廳計	3	3	3	3							
札本											
浦河治安裁判所	1	1	1	1							
增毛治安裁判所	1	1	1	1							
小樽治安裁判所	1	1	1	1							
岩内治安裁判所	1	1	1	1							
幌計	4	4	4	4							
根本											
厚岸治安裁判所	1	1	1	1							
室厚岸治安裁判所	1	1	1	1							
青森縣警察署	1	1	1	1							
函館縣警察署	1	1	1	1							
合計	15	15	15	15							

總計	
件數	15
人員	15
言渡區分	
無罪	
免全管	
管轄	
罰金	
拘留	
罰金	
罰金	
附加	

表八十三第款四第部二第
渡言ル係ニ者参選参不喚召ノ廳各

廳名	前年		計	前年		計	對關	對關	計	無罪	
	件	數		男	女					金	料
東京控訴裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
京橋區治安裁判所	227	120	347	128	92	220	156	11	111	8	10
芝區治安裁判所	229	122	351	131	91	222	131	11	111	7	11
麹町區治安裁判所	233	121	354	135	119	254	131	11	121	11	11
下谷區治安裁判所	233	121	354	135	119	254	131	11	121	11	11
本所區治安裁判所	233	121	354	135	119	254	131	11	121	11	11
木更津支廳計	118	96	214	104	92	196	111	11	111	11	11
八王子支廳	111	111	222	111	111	222	111	11	111	11	11
八王子支廳計	111	111	222	111	111	222	111	11	111	11	11
橫濱治安裁判所	221	111	332	126	106	232	111	11	121	11	11
小田原治安裁判所	221	111	332	126	106	232	111	11	121	11	11
八王子治安裁判所	221	111	332	126	106	232	111	11	121	11	11
千八日市場支廳	221	111	332	126	106	232	111	11	121	11	11
木更津支廳	221	111	332	126	106	232	111	11	121	11	11
木更津支廳計	221	111	332	126	106	232	111	11	121	11	11

廳名	前年		計	前年		計	對關	對關	計	無罪	
	件	數		男	女					金	料
千葉治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
木更津治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
八日市場治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
本支廳	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
土浦支廳	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
下妻支廳	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
水戸治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
土浦治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
下妻治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
戶下妻治安裁判所計	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
本支廳	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
栃木都宮支廳	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
栃木治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
宇都宮治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
宇都宮治安裁判所計	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
本支廳	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
熊谷支廳	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9
浦和治安裁判所	221	121	342	131	111	242	110	11	118	13	9

廳名	前年		計	前年		計	對關	計	無罪	罰金	料科
	件	數		男	女						
川越治安裁判所	80	111	191	78	110	188	1	78	11	7	
熊谷治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
大宮治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
前橋治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
高崎治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
橋本	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
太田治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
本	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
濱松支廳	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
靜岡治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
下田治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
沼津治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
濱松治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
掛川治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
計	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	

廳名	前年		計	前年		計	對關	計	無罪	罰金	料科
	件	數		男	女						
甲府治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
府谷治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
本	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
松本支廳	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
上田支廳	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
長野治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
飯山治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
松本治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
飯田治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
上諏訪治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
大町治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
福島治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
上田治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
岩村田治安裁判所	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	
計	111	111	222	110	111	221	1	110	11	11	

前日ノ續

廳名	件數		人員		對席計	言渡區分
	前年	本年	前年	本年		
新發田支廳	111	111	1	1	111	刑罰科
長岡支廳	61	61	1	1	61	刑罰科
高田支廳	110	110	1	1	110	刑罰科
相川支廳	110	110	1	1	110	刑罰科
新潟治安裁判所	100	100	1	1	100	刑罰科
新發田治安裁判所	33	33	1	1	33	刑罰科
村上治安裁判所	111	111	1	1	111	刑罰科
長岡治安裁判所	74	74	1	1	74	刑罰科
柏崎治安裁判所	33	33	1	1	33	刑罰科
六日町治安裁判所	33	33	1	1	33	刑罰科
高田治安裁判所	141	141	1	1	141	刑罰科
糸魚川治安裁判所	33	33	1	1	33	刑罰科
相川治安裁判所	23	23	1	1	23	刑罰科
合計	1000	1000	11	11	1000	刑罰科
大坂控訴裁判所	3	3	1	1	3	刑罰科

廳名	件數		人員		對席計	言渡區分
	前年	本年	前年	本年		
本廳	31	31	1	1	31	刑罰科
宮津支廳	61	61	1	1	61	刑罰科
京都治安裁判所	126	126	1	1	126	刑罰科
伏見治安裁判所	29	29	1	1	29	刑罰科
園部治安裁判所	11	11	1	1	11	刑罰科
宮津治安裁判所	23	23	1	1	23	刑罰科
福知山治安裁判所	51	51	1	1	51	刑罰科
合計	333	333	7	7	333	刑罰科
本廳	1	1	1	1	1	刑罰科
奈良支廳	1	1	1	1	1	刑罰科
中ノ島治安裁判所	3	3	1	1	3	刑罰科
天王寺治安裁判所	151	151	1	1	151	刑罰科
堺治安裁判所	4	4	1	1	4	刑罰科
奈良治安裁判所	148	148	1	1	148	刑罰科
五條治安裁判所	97	97	1	1	97	刑罰科
合計	488	488	10	10	488	刑罰科
本廳	17	17	1	1	17	刑罰科
洲本支廳	14	14	1	1	14	刑罰科
姫路支廳	3	3	1	1	3	刑罰科
合計	34	34	3	3	34	刑罰科

廳名	件數		人員		對關	審計	無罪	罰金	料科
	前年	本年	前年	本年					
豐岡支廳	111	111	111	111	111	111	111	111	111
神戸治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
明石治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
篠山治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
龍野治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
洲本治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
姫路治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
豐岡治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
木津支廳	111	111	111	111	111	111	111	111	111
岡山治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
玉島治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
高梁治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
津山治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
計	111	111	111	111	111	111	111	111	111

廳名	件數		人員		對關	審計	無罪	罰金	料科
	前年	本年	前年	本年					
本廳	111	111	111	111	111	111	111	111	111
大根支廳	111	111	111	111	111	111	111	111	111
津根治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
小濱支廳	111	111	111	111	111	111	111	111	111
福井治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
大野治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
小濱治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
井賀治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
本廳	111	111	111	111	111	111	111	111	111
七尾支廳	111	111	111	111	111	111	111	111	111
金澤治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
小松治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
七尾治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
輪島治安裁判所	111	111	111	111	111	111	111	111	111
計	111	111	111	111	111	111	111	111	111

廳名	前年		計	前年		計	對調	計	官渡區分	
	年	本		男	女				罪	無罰料
本廳	六四	六四	六四	六三	一	六四	二	六三	一	一
富山治安裁判所	二〇四	二〇四	二〇四	一九五	九	二〇四	三	一九七	七	一
魚津治安裁判所	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二九七	三	三〇〇	三	二九七	三	一
山高岡治安裁判所	九八六	九八六	九八六	九八三	三	九八六	四	九八〇	六	一
和田邊支廳	五七	五七	五七	五七	〇	五七	一	五七	〇	〇
和歌山治安裁判所	二〇八	二〇八	二〇八	二〇七	一	二〇八	三	二〇五	三	〇
山出邊治安裁判所	五七	五七	五七	五七	〇	五七	一	五七	〇	〇
本廳	一九四	一九四	一九四	一九三	一	一九四	一	一九三	一	〇
德島治安裁判所	九二六	九二六	九二六	九二五	一	九二六	一	九二五	一	〇
島脇治安裁判所	四四六	四四六	四四六	四四三	三	四四六	一	四四三	三	〇
本廳	一六八	一六八	一六八	一六八	〇	一六八	一	一六八	〇	〇
計	九六	九六	九六	九六	一	九六	四	九六	一	一

廳名	前年		計	前年		計	對調	計	官渡區分	
	年	本		男	女				罪	無罰料
高知治安裁判所	六二	六二	六二	六二	〇	六二	一	六二	〇	〇
知中村治安裁判所	五	五	五	五	〇	五	一	五	〇	〇
本廳	二〇	二〇	二〇	二〇	〇	二〇	一	二〇	〇	〇
宇和島支廳	一	一	一	一	〇	一	一	一	〇	〇
高松支廳	一三	一三	一三	一三	〇	一三	一	一三	〇	〇
松山治安裁判所	六一	六一	六一	六一	〇	六一	一	六一	〇	〇
西條治安裁判所	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	〇	一〇三	一	一〇三	〇	〇
大洲治安裁判所	五	五	五	五	〇	五	一	五	〇	〇
宇和島治安裁判所	三三	三三	三三	三三	〇	三三	一	三三	〇	〇
高松治安裁判所	二八七	二八七	二八七	二八七	〇	二八七	一	二八七	〇	〇
丸龜治安裁判所	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	〇	四一〇	一	四一〇	〇	〇
計	九三二	九三二	九三二	九三二	〇	九三二	一	九三二	〇	〇
合計	二二七三〇	二二七三〇	二二七三〇	二二七三〇	〇	二二七三〇	一	二二七三〇	〇	〇
名古屋控訴裁判所	一七	一七	一七	一七	〇	一七	一	一七	〇	〇
本廳	一八	一八	一八	一八	〇	一八	一	一八	〇	〇
岡崎支廳	二五	二五	二五	二五	〇	二五	一	二五	〇	〇
名古屋治安裁判所	八九二	八九二	八九二	八九二	〇	八九二	一	八九二	〇	〇
計	七八五	七八五	七八五	七八五	〇	七八五	一	七八五	〇	〇
計	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	〇	二〇六	一	二〇六	〇	〇
計	八八一	八八一	八八一	八八一	〇	八八一	一	八八一	〇	〇
計	七	七	七	七	〇	七	一	七	〇	〇
計	八八四	八八四	八八四	八八四	〇	八八四	一	八八四	〇	〇
計	八八一	八八一	八八一	八八一	〇	八八一	一	八八一	〇	〇
計	六〇	六〇	六〇	六〇	〇	六〇	一	六〇	〇	〇
計	八三三	八三三	八三三	八三三	〇	八三三	一	八三三	〇	〇

廳名	件數		人員		審對席計	言渡區分
	前年	本年	前年	本年		
熱田治安裁判所	5,520	5,520	1,600	3,333	1,600	1,600
一ノ宮治安裁判所	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
岡崎治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
豐橋治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
古屋計	11,186	11,186	6,400	13,333	6,400	6,400
本廳	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
山田支廳	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
安濃津治安裁判所	2,222	2,222	1,600	3,333	1,600	1,600
安濃津治安裁判所	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
四日市治安裁判所	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
津上野治安裁判所	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
山田治安裁判所	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
津計	6,666	6,666	3,200	6,666	3,200	3,200
本廳	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
岐阜治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
大垣治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
御嵩治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
岐阜計	10,000	10,000	4,800	10,000	4,800	4,800
卓	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
合計	21,776	21,776	11,200	23,333	11,200	11,200

廳名	件數		人員		審對席計	言渡區分
	前年	本年	前年	本年		
高山治安裁判所	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
廣島控訴裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
廣島支廳	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
尾道支廳	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
廣島治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
三次治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
尾道治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
島計	11,186	11,186	5,600	11,186	5,600	5,600
本廳	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
赤間支廳	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
山口治安裁判所	1,600	1,600	1,600	3,333	1,600	1,600
岩國治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
口秋治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
赤間園治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
口計	11,186	11,186	5,600	11,186	5,600	5,600
本廳	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
濱田支廳	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
松江治安裁判所	3,333	3,333	1,600	3,333	1,600	1,600
松江計	6,666	6,666	3,200	6,666	3,200	3,200
合計	41,776	41,776	21,200	41,776	21,200	21,200

前ヨリ續ク

廳名	件數		人員		對關	審計	無罰	官渡區分
	前年	本年	前年	本年				
今市治安裁判所	111	111	119	119	11	11	11	11
江濱田治安裁判所	147	147	141	141	3	3	3	3
西郷治安裁判所	94	94	93	93	1	1	1	1
計	352	352	344	344	15	15	15	15
鳥米子支廳	11	11	11	11	1	1	1	1
鳥取治安裁判所	263	263	250	250	6	6	6	6
取米子治安裁判所	78	78	71	71	1	1	1	1
計	281	281	261	261	7	7	7	7
長崎控訴裁判所	3	3	3	3	1	1	1	1
長崎治安裁判所	379	379	377	377	2	2	2	2
平戸支廳	6	6	6	6	1	1	1	1
嚴原支廳	2	2	2	2	1	1	1	1
計	387	387	386	386	5	5	5	5
合計	1115	1115	1097	1097	38	38	38	38

廳名	件數		人員		對關	審計	無罰	官渡區分
	前年	本年	前年	本年				
平戸治安裁判所	118	118	121	121	7	7	7	7
福江治安裁判所	177	177	146	146	1	1	1	1
嚴原治安裁判所	106	106	101	101	1	1	1	1
計	301	301	268	268	9	9	9	9
佐賀治安裁判所	113	113	113	113	1	1	1	1
佐賀治安裁判所	263	263	268	268	1	1	1	1
賀唐津治安裁判所	118	118	118	118	1	1	1	1
計	384	384	390	390	3	3	3	3
本留米支廳	11	11	11	11	1	1	1	1
久留米支廳	19	19	17	17	1	1	1	1
小倉支廳	53	53	51	51	1	1	1	1
福岡治安裁判所	190	190	181	181	1	1	1	1
福岡治安裁判所	462	462	433	433	1	1	1	1
久留米治安裁判所	462	462	433	433	1	1	1	1
柳川治安裁判所	99	99	98	98	1	1	1	1
小倉治安裁判所	108	108	105	105	1	1	1	1
計	1083	1083	1037	1037	6	6	6	6
本支廳	86	86	85	85	1	1	1	1
中津支廳	18	18	16	16	1	1	1	1
大分治安裁判所	138	138	129	129	1	1	1	1
計	242	242	236	236	3	3	3	3
合計	1115	1115	1097	1097	38	38	38	38

廳名	前年		本年		計	審對席計	無罪	罰金料
	件	數	男	女				
佐伯治安裁判所	666	666	666	666	666	2011	488	377
竹田治安裁判所	554	554	554	554	554	1098	255	377
杵築治安裁判所	305	305	305	305	305	229	36	120
中津治安裁判所	336	336	336	336	336	277	36	120
豆田治安裁判所	162	162	162	162	162	131	36	120
本廳計	1384	1384	1384	1384	1384	880	218	800
天草支廳	111	111	111	111	111	1	1	110
熊本廳	111	111	111	111	111	1	1	110
熊本治安裁判所	111	111	111	111	111	1	1	110
山鹿治安裁判所	128	128	128	128	128	1	1	127
八代治安裁判所	61	61	61	61	61	3	58	1
人吉治安裁判所	259	259	259	259	259	22	237	2
宮地治安裁判所	50	50	50	50	50	1	49	1
天草治安裁判所	91	91	91	91	91	81	10	10
本廳計	1384	1384	1384	1384	1384	880	218	800

廳名	前年		本年		計	審對席計	無罪	罰金料
	件	數	男	女				
大島支廳	11	11	11	11	11	110	1	109
鹿兒島治安裁判所	1608	1608	1608	1608	1608	110	1	1607
水引治安裁判所	318	318	318	318	318	261	57	261
大島治安裁判所	334	334	334	334	334	261	73	261
本廳計	2121	2121	2121	2121	2121	542	131	1990
宮崎治安裁判所	218	218	218	218	218	1	217	1
都城治安裁判所	334	334	334	334	334	1	333	1
延岡治安裁判所	457	457	457	457	457	1	456	1
本廳計	1015	1015	1015	1015	1015	3	1012	3
宮崎支廳	1008	1008	1008	1008	1008	200	1	1007
合計	2121	2121	2121	2121	2121	545	132	1993
宮城控訴裁判所	10	10	10	10	10	10	1	9
本廳	11	11	11	11	11	11	1	10
石卷支廳	11	11	11	11	11	11	1	10
仙臺治安裁判所	156	156	156	156	156	100	56	100
古川治安裁判所	594	594	594	594	594	100	494	100
石卷治安裁判所	574	574	574	574	574	100	474	100
大河原治安裁判所	619	619	619	619	619	100	519	100
本廳計	1100	1100	1100	1100	1100	300	800	300

前ヨリ續ク

廳名	前年		本年		計	對席		計	言渡區分	
	件數	人員	件數	人員		對席	計		無罪	罰金
木河支廳	10	10	10	10	10	7	7	10	9	1
平河支廳	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0
福島治安裁判所	17	17	17	17	17	17	17	17	17	0
中村治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
白河治安裁判所	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0
島治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
平治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
若松治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
計	53	53	53	53	53	53	53	53	53	0
木澤支廳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
山形治安裁判所	9	9	9	9	9	9	9	9	9	0
新庄治安裁判所	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
形米澤治安裁判所	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
計	32	32	32	32	32	32	32	32	32	0

廳名	前年		本年		計	對席		計	言渡區分	
	件數	人員	件數	人員		對席	計		無罪	罰金
酒田治安裁判所	18	18	18	18	18	18	18	18	18	0
本廳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
磐井支廳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
盛岡治安裁判所	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
宮古治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
磐井治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
計	53	53	53	53	53	53	53	53	53	0
本廳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
大曲支廳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
秋田治安裁判所	16	16	16	16	16	16	16	16	16	0
本庄治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
田能代治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
大曲治安裁判所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0
計	73	73	73	73	73	73	73	73	73	0
函館控訴裁判所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
本廳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
八戸支廳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0
計	23	23	23	23	23	23	23	23	23	0

廳名	前年		本年		計	前年		本年		計	對席	對計	無罪	罰金	料科
	件	數	男	女		男	女	男	女						
弘前治安裁判所	1,180	1,180	1,111	69	1,180	311	869	311	869	1,180	1,008	172	111	1,008	172
青森治安裁判所	5,311	5,311	5,311	0	5,311	6	5,305	6	5,305	5,311	5,311	0	111	5,311	0
五所河原治安裁判所	5,511	5,511	5,511	0	5,511	3	5,508	3	5,508	5,511	5,511	0	111	5,511	0
八戸治安裁判所	2,606	2,606	2,571	35	2,606	7	2,599	35	2,599	2,606	2,606	0	111	2,606	0
前	5,000	5,000	4,981	19	5,000	101	4,899	101	4,899	5,000	5,000	0	111	5,000	0
函館治安裁判所	60	60	58	2	60	8	52	8	52	60	60	0	111	60	0
江刺治安裁判所	101	101	100	1	101	18	83	18	83	101	101	0	111	101	0
福山治安裁判所	311	311	311	0	311	1	310	1	310	311	311	0	111	311	0
壽都治安裁判所	96	96	96	0	96	3	93	3	93	96	96	0	111	96	0
館	3,311	3,311	3,311	0	3,311	21	3,290	21	3,290	3,311	3,311	0	111	3,311	0
本	26	26	26	0	26	2	24	2	24	26	26	0	111	26	0
札幌治安裁判所	1,111	1,111	1,111	0	1,111	108	1,003	108	1,003	1,111	1,111	0	111	1,111	0
浦河治安裁判所	68	68	68	0	68	5	63	5	63	68	68	0	111	68	0
増毛治安裁判所	26	26	26	0	26	1	25	1	25	26	26	0	111	26	0
札	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
本	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
計	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
前	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
計	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
前	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
計	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0

廳名	前年		本年		計	前年		本年		計	對席	對計	無罪	罰金	料科
	件	數	男	女		男	女	男	女						
小樽治安裁判所	3,511	3,511	3,511	0	3,511	111	3,400	111	3,400	3,511	3,511	0	111	3,511	0
岩内治安裁判所	1,111	1,111	1,111	0	1,111	6	1,105	6	1,105	1,111	1,111	0	111	1,111	0
本	1,111	1,111	1,111	0	1,111	6	1,105	6	1,105	1,111	1,111	0	111	1,111	0
根室治安裁判所	2,511	2,511	2,511	0	2,511	11	2,500	11	2,500	2,511	2,511	0	111	2,511	0
室厚岸治安裁判所	9	9	9	0	9	1	8	1	8	9	9	0	111	9	0
計	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
合	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
沖繩	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0
總計	1,180	1,180	1,180	0	1,180	114	1,066	114	1,066	1,180	1,180	0	111	1,180	0

表九十三第款四第部二第
分區渡言ルス對ニ條各ノ犯違則規諸ニ係ニ判裁席關

諸規則違反	諸規則違反															
	出版條例	寫真條例	新聞條例	集會條例	銃砲取締規則	鳥獸獵規則	酒造及醬麴營業稅則	煙草稅則	諸	證券印稅規則	船稅規則	車稅規則	地	所	電信條例	郵便條例
件數	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	本年受理案件															
計																
人員																
管																
分																
附加																

三四〇

諸規則違反	諸規則違反															
	土地賣買讓渡規則	地租條例	應田切開切濬等	電信條例	郵便條例	藥品取締規則	賣藥規則	賣藥印紙稅規則	海上衝突豫防規則	外國船乘込規則	銀行條例	米商會社條例	私ニ米穀及口金銀貨幣其他諸物品ノ	所	電信條例	郵便條例
件數	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	本年受理案件															
計																
人員																
管																
分																
附加																

三四一

表十四第款四第部二第
分區渡言ルス對ニ應各

廳名	東京輕罪裁判所		濱 橫 八 木		千 木 八 日 市 場 支		水 下 妻 支		栃 木 都 宮 支		總計
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
本年受理各件	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年											
本年											
計											
無罪											
免全											
管轄											
以上年二											
以上日一十											
以上年二											
以上日一十											
罰金											
拘留											
料科											
收沒											
却											
減											
監											
罰金											
料科											
收沒											

ノ 續 リ コ 前

諸規則違反	牛馬買賣規則		傳染病豫防規則		度量衡改定規則		官廳買入牙保及補助ナシ或ハ購		徵兵令		質屋取締條例		古物商取締條例		各種ノ逸犯	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
本年受理各件	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年																
本年																
計																
無罪																
免全																
管轄																
以上年二																
以上日一十																
以上年二																
以上日一十																
罰金																
拘留																
料科																
收沒																
却																
減																
監																
罰金																
料科																
收沒																

廳名	前年		本年		區分	附加
	件數	人員	件數	人員		
和 熊 谷 支 廳					無罪	
前 橋 高 崎 治 安 裁 判 所					免全管	
靜 濱 松 支 廳					上以年二	
關 下 田 治 安 裁 判 所					上以年一十	
甲 府 谷 村 治 安 裁 判 所					上以年二	
本 木 支 廳					上以年一十	
松 本 支 廳					金罰	
上 田 支 廳					留拘科	
計					料科	
					收沒	
					抑	
					減	
					視監	
					金罰	
					料科	
					收沒	

廳名	前年		本年		區分	附加
	件數	人員	件數	人員		
長 飯 山 治 安 裁 判 所					無罪	
野 飯 田 治 安 裁 判 所					免全管	
上 諏 訪 治 安 裁 判 所					上以年二	
大 町 治 安 裁 判 所					上以年一十	
岩 村 田 治 安 裁 判 所					上以年二	
計					上以年一十	
本 新 發 田 支 廳					金罰	
新 長 岡 支 廳					留拘科	
新 高 田 支 廳					料科	
新 相 川 支 廳					收沒	
湯 村 上 治 安 裁 判 所					抑	
六 日 町 治 安 裁 判 所					減	
糸 魚 川 治 安 裁 判 所					視監	
計					金罰	
千 葉 縣 警 察 署					料科	
新 潟 縣 警 察 署					收沒	
計					抑	
本 合 計					減	
					視監	
					金罰	
					料科	
					收沒	

廳名	前年		本年受理各件	計	人員		言渡區分		附加	
	件	數			男	女	全管	分區	業消	附加
京 宮 津 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
都 園 部 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
都 福 知 山 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大 奈 瓦 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大 堺 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大 五 條 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神 洲 本 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神 豐 岡 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神 明 石 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

廳名	前年		本年受理各件	計	人員		言渡區分		附加	
	件	數			男	女	全管	分區	業消	附加
岡 津 山 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山 玉 島 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山 高 梁 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大 彦 本 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大 根 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福 小 濱 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福 大 野 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
井 敦 賀 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金 本 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金 七 尾 支 廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金 小 松 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
澤 輪 島 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本 計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富 魚 津 治 安 裁 判 所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

前ヨリノ續ク

廳名	前年		本年		計	言渡區分		附加		
	件	人	件	人		罪	金	却	減	視
廣島縣警察署
廣尾支廳
島三治安裁判所
山赤間支廳
山口岩國安裁判所
松濱支廳
江西支廳
鳥米支廳
計

廳名	前年		本年		計	言渡區分		附加		
	件	人	件	人		罪	金	却	減	視
廣島縣警察署
本支廳
中津支廳
竹田治安裁判所
分
計

廳名	前年					本年					合計	人員		官渡區分					附加										
	件	残	未	決	済	件	残	未	決	済		男	女	罪	無	免	全	上	上	上	金	留	料	收	却	減	税	金	料
秋大曲支廳																													
秋本庄治安裁判所																													
田大館治安裁判所																													
合計																													
弘木																													
弘八戸支廳																													
前五所河原治安裁判所																													
函本																													
函江刺治安裁判所																													
函福山治安裁判所																													
函壽都治安裁判所																													
函本																													
函河治安裁判所																													
合計																													

廳名	前年					本年					合計	人員		官渡區分					附加										
	件	残	未	決	済	件	残	未	決	済		男	女	罪	無	免	全	上	上	上	金	留	料	收	却	減	税	金	料
札增毛治安裁判所																													
札幌治安裁判所																													
札幌治安裁判所																													
岩内治安裁判所																													
根室輕罪裁判所																													
函館縣警察署																													
合計																													
總計																													

第三部

違警罪裁判所構成及權限

此ニ掲クヘキ條款ハ第八年報ニ同シキヲ以テ之ヲ略ス

第三部

綱領

違警罪各件對審及關席裁判

第三部

此ニハ違警罪案件ノ對審及關席裁判ニ係ル罪名及言渡被告人
男女ノ區分並裁判廳名ニ就テ言渡區分ヲ示シ更ニ清國及朝鮮
各港領事廳ノ裁判案件ヲ附載スル者トス

表一十四部三第

分區渡官ルス對ニ名罪ル係ニ判裁席關及審對ノ罪警違

違 警 罪 目	年 前 件		年 本 數		年 前 人		年 本 員		審 對 席 計	管 轄 官	無 免 訴	拘 留 區		科 分
	年	前	年	本	年	前	年	本				以	上	
規則ヲ遵守セスシテ火藥其他 破製ス可キ物品ヲ市街ニ運 搬ス 規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破製ス可キ物品又ハ自ラ火ヲ發ス可キ物品ヲ貯藏ス 官許ヲ得ズシテ烟火ヲ製造シ 又ハ販賣ス														
人家稠密ノ場所ニ於テ濫リニ 烟火其他火器ヲ玩フ 蒸氣器械其他烟火電ヲ建造 修理シ及ヒ掃除スル規則ニ 違背ス 官署ノ督促ヲ受ケ崩壊セントスル家屋 體ノ修理ヲ爲サズ 官許ヲ得ズシテ死屍ヲ解剖ス 自己ノ所有地内ニ死屍アル ヲ知テ官署ニ申告セス又ハ 他所ニ移ス 人ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラ ス 人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏 ス														

違 警 罪 目	年 前 件		年 本 數		年 前 人		年 本 員		審 對 席 計	管 轄 官	無 免 訴	拘 留 區		科 分
	年	前	年	本	年	前	年	本				以	上	
定リタル住居ナク平常營生ノ 産業ナクシテ諸方ニ徘徊ス 官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬 ス 違警罪ノ犯人ヲ曲庇スル爲メ 偽證ヲ爲ス 人家ノ近傍又ハ山林田野ニ於 テ濫リニ火ヲ焚ク 水火其他ノ變ニ際シ官吏ヨリ 防禦ス可キ求テ受ケ傍觀シ テ之ヲ肯セス 不熟ノ藥物又ハ腐敗シタル飲 食物ヲ販賣ス 健康ヲ保護スル爲メ設ケタル 規則又ハ傳染病豫防規則ニ 違背ス 人ノ通行ス可キ場所ニアル危險ノ井溝其 他四所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サズ 路上ニ於テ犬其他獸類ヲ嘯シ又ハ驚遊セ シム 發在人ノ看守チ怠リ路上ニ排 糞セシム 狂犬猛獸等ノ繫鎖チ怠リ路上 ニ放ツ														

違警罪目	件數		人員		對審 席計	管轄 無罪 免訴	言渡區		科分
	前	本年	前	本年			拘留	料	
	年	計	年	計					
變死ノ檢視ヲ受スシテ埋葬ス 幕障及路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚瀆シタル者	1	0	1	0	0	0	0	0	0
神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ汚損ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公然人ヲ罵詈嘲弄ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
濫リノ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲ス <small>制止ヲ肯セズシテ人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽ク</small>	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾驅ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス又ハ標識ノ點燈ヲ怠ル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瓦礫ヲ道路家屋圍圍ニ投擲ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0

違警罪目	件數		人員		對審 席計	管轄 無罪 免訴	言渡區		科分
	前	本年	前	本年			拘留	料	
	年	計	年	計					
禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ又ハ取除カス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚穢物ヲ道路家屋圍圍ニ投擲ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ爲ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
醫師醫藥故ナク急病人ノ招キニ應セズ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡ノ申告ヲ爲サズシテ埋葬ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流言浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符呪等ヲ爲シ人ヲ惑ハシテ利ヲ圖ル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私有地外ヘ濫リノ家屋牆壁ヲ設ケ又ハ軒楹ヲ出ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官許ヲ得スシテ路傍又ハ河岸等ニ床店ヲ開ク	0	0	0	0	0	0	0	0	0
路上ノ植木市街ノ常燈及圍場等ヲ毀損ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0

違警罪目

違警罪目	件數		人員		對觀席計	管轄	言無免	拘留區分	
	本年	前年	本年	前年				十五日以上	六日以下
道路橋樑其他ノ場所ニ標示タル通行禁止及シテ標示ノ類ヲ毀壞汚損ス官署ヨリ價額ヲ定メタル物品ヲ定額以上ニ販賣ス									
渡船橋樑其他ノ場所ニ於テ定額以上ノ通行税ヲ取り又ハ故ナク通行ヲ妨ク									
渡船橋樑其他通行税ヲ拂フ可キ場所ニ於テ其定額ヲ出サスシテ通行ス									
路上ニ於テ賭博ニ類スル商業ヲ爲ス									
官許ヲ得スシテ劇場其他觀物場ヲ開キ及シテ規則ニ違背ス									
溝渠下水ヲ毀損シ又ハ官署ノ督促ヲ受テ溝渠下水ヲ浚ハス									
制止ヲ肯セスシテ路傍ニ食物其他ノ商品ヲ羅列ス									
官許ヲ得スシテ獸類ヲ官有地ニ放チ又ハ牧畜ス									
身體ニ刺文ヲ爲シ及之ヲ業トス									

他人ノ鬮キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放ス
 一人ノ鬮キタル舟筏ヲ解放ス
 橋樑及シテ堤防ノ害ト爲シ可キ場所ニ舟筏ヲ置キ
 牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横テ又ハ木石薪炭ヲ堆積シ
 行人ノ妨害ヲ爲ス
 車馬ヲ並ヘ牽テ行人ノ妨害ヲ爲ス
 水路ニ於テ舟ヲ駛ヘ他船ノ妨害ヲ爲ス
 氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄ス
 官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サス
 制止ヲ肯セスシテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人ノ妨害ヲ爲ス
 牛馬ヲ牽キ又ハ鬮キヲ忽コシテ行人ノ妨害ヲ爲ス
 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫リ
 出入ス
 通行禁止ノ標示ヲ犯シテ通行ス

違警罪目	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
他人ノ鬮キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放ス																		
他人ノ鬮キタル舟筏ヲ解放ス																		
橋樑及シテ堤防ノ害ト爲シ可キ場所ニ舟筏ヲ置キ																		
牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横テ又ハ木石薪炭ヲ堆積シ																		
行人ノ妨害ヲ爲ス																		
車馬ヲ並ヘ牽テ行人ノ妨害ヲ爲ス																		
水路ニ於テ舟ヲ駛ヘ他船ノ妨害ヲ爲ス																		
氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄ス																		
官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サス																		
制止ヲ肯セスシテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人ノ妨害ヲ爲ス																		
牛馬ヲ牽キ又ハ鬮キヲ忽コシテ行人ノ妨害ヲ爲ス																		
出入ヲ禁止シタル場所ニ濫リ																		
出入ス																		
通行禁止ノ標示ヲ犯シテ通行ス																		

前ヨリ續ク

違 警 罪 目	前年		本年		前年		本年		審 對 席 關 計	管 轄		無 免		拘 留 區		科 分		
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員		言	數	言	數	區	數	科	分	料
	女	男	女	男	女	男	女	男		言	數	言	數	區	數	科	分	料
道路ニ於テ放歌高聲ヲ發シテ 制止ヲ肯セス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
駅前ヲテ路上ニ喧噪シ又ハ醉 臥ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
路上ノ常燈ヲ消ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人家ノ牆壁ニ貼紙及樂書ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
邸宅ノ番號標札招牌又ハ貸家賣家ノ貼紙 其他報告ノ標標等ヲ毀損ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他人ノ田野園圃ニ於テ菜葉ヲ 採食シ又ハ花卉ヲ採折ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公園ノ規則ヲ犯ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ 又ハ牛馬ヲ牽入ル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
各地方違警罪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

合計	女		男	
	件數	人員	件數	人員
前年	1	1	1	1
本年	1	1	1	1
前年	1	1	1	1
本年	1	1	1	1
審對席關計	1	1	1	1
管轄	1	1	1	1
無免	1	1	1	1
拘留區	1	1	1	1
科分	1	1	1	1

合計	女		男	
	件數	人員	件數	人員
前年	1	1	1	1
本年	1	1	1	1
前年	1	1	1	1
本年	1	1	1	1
審對席關計	1	1	1	1
管轄	1	1	1	1
無免	1	1	1	1
拘留區	1	1	1	1
科分	1	1	1	1

表二十四 第三部
各廳對ル言渡區分

廳名	前年		本年		對關人員	管轄無罪免訴	拘留		留科料
	件數	計	男	女			以上	以下	
橫濱重罪裁判所									
千葉重罪裁判所									
東京輕罪裁判所									
橫本八王子支廳									
濱小田原治安裁判所									
千木更津支廳									
葉八日市場支廳									
氷土本支廳									
戶下妻支廳									
本									

三五六

廳名	前年		本年		對關人員	管轄無罪免訴	拘留		留科料
	件數	計	男	女			以上	以下	
栃本宇都宮支廳									
和瀨本支廳									
前橋本支廳									
靜本掛川治安裁判所									
岡沼津治安裁判所									
甲府本支廳									
谷村治安裁判所									
長松本支廳									
長上田支廳									
野岩村治安裁判所									
計									

三六七

前ヨリ續ク

廳名	件數		人員		對關人員計	管轄無罪	管轄免訴	拘留區分					
	前年	本年	前年	本年				十一日以上 十二日以下	六日以上 十一日以下	一日以上 五日以下	一日以下		
本廳	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
新發田支廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高田支廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相川支廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
系魚川治安裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警視廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
靜岡縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

廳名	件數		人員		對關人員計	管轄無罪	管轄免訴	拘留區分					
	前年	本年	前年	本年				十一日以上 十二日以下	六日以上 十一日以下	一日以上 五日以下	一日以下		
新潟縣警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大坂重罪裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府警察署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市伏見治安裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市宮津支廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府園部治安裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府大津支廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府奈良支廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府堺治安裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府五條治安裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戶市本支廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戶市支廳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戶田治安裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本廳計	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0

廳名	前年		本年		計	對關		管轄	官無免	區分										
	件數	人員	件數	人員		審計	管轄			管轄	管轄	管轄	管轄	管轄						
山岡 玉島治安裁判所																				
大津 輕罪裁判所																				
福小 濱支																				
井小 濱支																				
金小 松治安裁判所																				
澤小 松治安裁判所																				
富山 輕罪裁判所																				
和歌山 田邊支																				
德島 木町支																				
島 木町支																				
高松 支																				
知中 村支																				
計																				

三七〇

廳名	前年		本年		計	對關		管轄	官無免	區分										
	件數	人員	件數	人員		審計	管轄			管轄	管轄	管轄	管轄	管轄						
本 高松支																				
松 宇和島支																				
山 大洲治安裁判所																				
山 九島治安裁判所																				
京都府 警察署																				
大坂府 警察署																				
兵庫縣 警察署																				
岡山縣 警察署																				
滋賀縣 警察署																				
福井縣 警察署																				
石川縣 警察署																				
富山縣 警察署																				
和歌山縣 警察署																				
德島縣 警察署																				
高知縣 警察署																				
愛媛縣 警察署																				
計																				

三七一

廳名	件數		人員		對關計	管轄	官渡區分
	前年	本年	前年	本年			
廣島重罪裁判所
合計
山口重罪裁判所
廣島輕罪裁判所
山口輕罪裁判所
松江輕罪裁判所
鳥取米子支廳
廣島縣警察署
山口縣警察署
島根縣警察署
島取縣警察署
合計
熊本重罪裁判所
長原支廳
崎原支廳
佐木唐津治安裁判所
合計
名古屋
熱田治安裁判所
一ノ宮治安裁判所
豐橋治安裁判所
合計
津浦安
四日市治安裁判所
合計
岐阜
大垣治安裁判所
合計
愛知縣警察署
三重縣警察署
岐阜縣警察署
合計

廳名	件數		人員		對關計	管轄	官渡區分
	前年	本年	前年	本年			
山口重罪裁判所
廣島輕罪裁判所
山口輕罪裁判所
松江輕罪裁判所
鳥取米子支廳
廣島縣警察署
山口縣警察署
島根縣警察署
島取縣警察署
合計
熊本重罪裁判所
長原支廳
崎原支廳
佐木唐津治安裁判所
合計
名古屋
熱田治安裁判所
一ノ宮治安裁判所
豐橋治安裁判所
合計
津浦安
四日市治安裁判所
合計
岐阜
大垣治安裁判所
合計
愛知縣警察署
三重縣警察署
岐阜縣警察署
合計

廳名	前年		本年		計	對關		管無免	拘留區分			
	件數	人員	件數	人員		審判	對關		十一日以上	六日以上	一日以上	一圓一圓以下
本廳												
福久留米支廳												
岡倉支廳												
大津支廳												
熊本支廳												
天草支廳												
山鹿治安裁判所												
八代治安裁判所												
人吉治安裁判所												
計												
鹿兒島輕罪裁判所												
宮延岡治安裁判所												
長崎縣警察署												

廳名	前年		本年		計	對關		管無免	拘留區分			
	件數	人員	件數	人員		審判	對關		十一日以上	六日以上	一日以上	一圓一圓以下
佐賀縣警察署												
福岡縣警察署												
大分縣警察署												
熊本縣警察署												
鹿兒島縣警察署												
宮崎縣警察署												
計												
仙本廳												
臺大河原治安裁判所												
福本廳												
島白河支廳												
山形輕罪裁判所												
岡盛磐井支廳												
本廳												
秋大曲支廳												
田能代治安裁判所												
大館治安裁判所												

廳名	件數		人員		對關計	管轄	無罪	免訴	區分											
	前年	本年	前年	本年					十一日以上 十二日以下	六日以上 十日以下	一日以上 五日以下	一圓以上	一圓以下							
宮城縣警察署																				
福島縣警察署																				
山形縣警察署																				
岩手縣警察署																				
秋田縣警察署																				
合計																				
弘前																				
青森治安裁判所																				
前																				
札幌輕罪裁判所																				
札幌輕罪裁判所																				
根室輕罪裁判所																				
函館																				
江刺治安裁判所																				
青森縣警察署																				

廳名	件數		人員		對關計	管轄	無罪	免訴	區分											
	前年	本年	前年	本年					十一日以上 十二日以下	六日以上 十日以下	一日以上 五日以下	一圓以上	一圓以下							
札幌縣警察署																				
根室縣警察署																				
函館縣警察署																				
合計																				
沖																				
總計																				

本表人員ノ外小笠原島ニ於テ處斷シタルモノ十五人憲兵隊ニ於テ處斷シタルモノ百五十五人アリト雖ヒ其調明瞭ナラサルヲ以テ省略ス

號甲錄附部三第

(一) 件各判裁館事領海上國清

輕罪	本年受理		官渡區分		附加
	件數	人員	無罪	免訴	
官吏ノ職務ニ對シ言語ヲ以テ侮辱ス	0	3	0	0	0
官署ニ對シ文書ヲ以テ屬籍氏名ヲ詐稱ス	0	0	0	0	0
人ヲ毆打創傷ス	0	0	0	0	0
人ノ所有物ヲ竊取ス	0	0	0	0	0
人ノ器物ヲ毀棄ス	0	0	0	0	0
計	0	3	0	0	0
總計	0	3	0	0	0
女	0	0	0	0	0
男	0	3	0	0	0

號甲錄附部三第

(二) 件各判裁館事領海上國清

諸規則違反	本年受理		官渡區分		附加
	件數	人員	無罪	免訴	
海員雇入雇止規則	2	3	0	0	0
上海居留日本人取締規則	5	5	0	0	0
賣淫罰則	2	2	0	0	0
計	9	11	0	0	0
總計	9	11	0	0	0
女	0	0	0	0	0
男	9	11	0	0	0

號甲錄附部三第

(三) 件各判裁館事領海上國清

違警罪	本年受理		言		渡區		附	
	數	員	罪	無	拘留	科	料	分
人ヲ毆打ス	二	一	一	一	一	一	一	一
發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ヲ徘徊セシム	一	一	一	一	一	一	一	一
酩酊シテ路上ニ喧嘩ス	一	一	一	一	一	一	一	一
上海地方定則ヲ犯ス	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	一	一	一	一	一	一	一

號乙錄附部三第

(一) 件各判裁館事領港各鮮朝

輕罪	本年受理		言		渡區		附	
	數	員	罪	無	拘留	科	料	分
官吏其職務ヲ以テ法規則ヲ執行スルニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒ス	一	一	一	一	一	一	一	一
官吏ヲ侮辱ス	一	一	一	一	一	一	一	一
免狀ヲ變換ス	一	一	一	一	一	一	一	一
人ヲ毆打創傷ス	一	一	一	一	一	一	一	一
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	一	一	一	一	一	一	一	一
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	一	一	一	一	一	一	一	一
囑托ヲ受ケ自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	一	一	一	一	一	一	一	一
人ノ所有物ヲ竊取ス	一	一	一	一	一	一	一	一
人ヲ欺罔シ財物ヲ騙取ス	一	一	一	一	一	一	一	一
受寄ノ財物ヲ費消ス	一	一	一	一	一	一	一	一
人ノ器物ヲ毀棄ス	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一

第三部附錄乙號

(二) 朝鮮各領事館裁判各件

諸規則違犯	本年受理		區分	
	件數	人員	拘留	罰金
鳥獸獵規則	-	-	-	-
證券印稅規則	-	-	-	-
船稅規則	-	-	-	-
郵便條例	-	-	-	-
傳染病豫防規則	-	-	-	-
呼出ヲ受テ遲不參ス	-	-	-	-
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲナス	6	-	6	-
行步規程	-	-	-	-
貿易規則	-	-	-	-
貸坐敷取締	-	-	-	-
藝娼妓取締	-	-	-	-
計	28	2	33	2

第三部附錄乙號

(三) 朝鮮各領事館裁判各件

違警罪	本年受理		區分	
	件數	人員	拘留	罰金
人ヲ毆打ス	-	-	-	-
領事館ノ布達違犯	2	-	-	-
各種ノ違警罪	26	26	26	2
計	28	26	26	2

表中仁川港ノ違警罪ハ罪狀ヲ區別セサルヲ以テ總テ各種中ニ記入ス

第四部

綱領

起訴豫審並其上訴又ハ處分及裁判時間

第四部

第一款

此ニハ檢察官並豫審判事ノ處分及被告人所遇別件豫審廷ノ罰
金言渡ヲ示ス者トス

廳名	件數		受理件數區別							處分區別		計	
	前年	本年	告知	現行	犯人	輕罪	重罪	輕罪	重罪	未決	中止		
本廳		
松本支廳		
上田支廳		
飯山治安裁判所		
飯田治安裁判所		
上諏訪治安裁判所		
大町治安裁判所		
福島治安裁判所		
岩村田治安裁判所		
本廳計		
新發田支廳		
長岡支廳		
高田支廳		

廳名	件數		受理件數區別							處分區別		計	
	前年	本年	告知	現行	犯人	輕罪	重罪	輕罪	重罪	未決	中止		
相川支廳		
村上治安裁判所		
柏崎治安裁判所		
六日町治安裁判所		
糸魚川治安裁判所		
本廳計		
宮津支廳		
伏見治安裁判所		
園部治安裁判所		
福知山治安裁判所		
本廳計		
大奈良支廳		
堺治安裁判所		
五條治安裁判所		
本廳計		

廳名	前年		本年計	受理件數區別							處分區別			計	減刑	未決中止	取調中
	件數	件數		告知	現行犯	重罪	輕罪	輕罪	起訴	起訴	起訴	起訴					
神洲木支廳
姫路支廳
豐岡支廳
明石治安裁判所
孫山治安裁判所
龍野治安裁判所
戶計
岡津山支廳
玉島治安裁判所
高梁治安裁判所
山計
大津支廳
大津支廳

廳名	前年		本年計	受理件數區別							處分區別			計	減刑	未決中止	取調中
	件數	件數		告知	現行犯	重罪	輕罪	輕罪	起訴	起訴	起訴	起訴					
福小濱支廳
大野治安裁判所
敦賀治安裁判所
井計
金七尾支廳
小松治安裁判所
輪島治安裁判所
澤計
富魚津治安裁判所
高岡治安裁判所
山計
和歌山支廳
和歌山支廳
本計

廳名	前年		本年計	受理件數區別							處分區別		計	未決中止	取調中
	年	前		告知	現行	重罪	輕罪	送官	送教	手続	未決	中止			
德島
島根
高知
本
宇和島
松高
山
大洲
九龍
合計

廳名	前年		本年計	受理件數區別							處分區別		計	未決中止	取調中
	年	前		告知	現行	重罪	輕罪	送官	送教	手続	未決	中止			
岡崎
名古屋
豊橋
安山
津上
岐阜
大垣
御嵩
合計

廳名	前年		計	受理件數區別								處分區別		計	未取				
	年	本		國內人	國外人	國內人	國外人	官士兵憲	警視警	戸又區長	事判審預	事判安治	吏官ノ他		現行犯	首白人犯	重罪	輕罪	未決
本廳
赤間關支廳
山本
口本
萩治安裁判所
岩國治安裁判所
松本
濱田支廳
西郷支廳
江本市治安裁判所
鳥本
米子支廳
取計

廳名	前年		計	受理件數區別								處分區別		計	未取				
	年	本		國內人	國外人	國內人	國外人	官士兵憲	警視警	戸又區長	事判審預	事判安治	吏官ノ他		現行犯	首白人犯	重罪	輕罪	未決
本廳
平戸支廳
長江支廳
崎原支廳
島原治安裁判所
佐賀
唐津治安裁判所
福久留米支廳
小倉支廳
岡柳川治安裁判所
本廳
中津支廳
大佐治安裁判所
竹田治安裁判所
合計

應名	前年		計	受理件數區別							處分區別		計	刑						
	年	年		国内人	国外人	国内人	国外人	官士兵憲	部警視警	戸又區長	車判書推	車判安治		吏官ノ他	現行犯	自首人	重罪	輕罪	未決	取中
分																				
許築治安裁判所																				
豆田治安裁判所																				
木																				
天草支廳																				
熊																				
宮地治安裁判所																				
山鹿治安裁判所																				
本																				
八代治安裁判所																				
人吉治安裁判所																				
鹿																				
大島支廳																				
兒																				
水引治安裁判所																				
島																				
計																				

應名	前年		計	受理件數區別							處分區別		計	刑						
	年	年		国内人	国外人	国内人	国外人	官士兵憲	部警視警	戸又區長	車判書推	車判安治		吏官ノ他	現行犯	自首人	重罪	輕罪	未決	取中
宮																				
都城治安裁判所																				
崎																				
延岡治安裁判所																				
本																				
石巻支廳																				
仙																				
古川治安裁判所																				
臺																				
大河原治安裁判所																				
本																				
白河支廳																				
福																				
平河支廳																				
島																				
若松支廳																				
中村治安裁判所																				
山																				
米澤支廳																				
酒田支廳																				
計																				

廳名	前												計	減	取調中												
	形	盛	岡	本	秋	田	本	前	弘	函	館	札			幌	根	室	計	未	申							
	新庄治安裁判所	磐井支廳	宮古治安裁判所	本廳	大曲支廳	本庄治安裁判所	能代治安裁判所	大館治安裁判所	五所河原治安裁判所	青森治安裁判所	本廳	江刺治安裁判所	福山治安裁判所	壽都治安裁判所	本廳	浦河治安裁判所	増毛治安裁判所	小樽治安裁判所	岩内治安裁判所	本廳	厚岸治安裁判所	計					
年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
前年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
告知	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
受理	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
件數	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
區別	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
現行	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
犯人	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
處分	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
區別	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
未決	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中止	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

廳名	前												計	減	取調中											
	形	盛	岡	本	秋	田	本	前	弘	函	館	札			幌	根	室	計	未	申						
	新庄治安裁判所	磐井支廳	宮古治安裁判所	本廳	大曲支廳	本庄治安裁判所	能代治安裁判所	大館治安裁判所	五所河原治安裁判所	青森治安裁判所	本廳	江刺治安裁判所	福山治安裁判所	壽都治安裁判所	本廳	浦河治安裁判所	増毛治安裁判所	小樽治安裁判所	岩内治安裁判所	本廳	厚岸治安裁判所	計				
年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
前年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
告知	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
受理	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
件數	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
區別	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
現行	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
犯人	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
處分	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
區別	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
未決	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中止	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表四十四第一款第一部第四
分處ノ事判審豫ルス對ニ應各

木 柄 宇 都 宮 支 計	木 下 妻 支 計	氷 土 浦 支 計	葉 八 日 市 場 支 計	千 本 支 計	濱 八 王 子 支 計	横 本 支 計	東 京 輕 罪 裁 判 所	廳 名	件數		人員		受理件數區分	管轄管免	言渡人員區分	消滅		未決		中止		
									前 年	本 年	前 年	本 年				前 年	本 年	件 數	人 員	件 數	人 員	件 數
1,234	567	890	321	654	987	1,012	456	東京輕罪裁判所	1,234	567	890	321	654	987	1,012	456	1,234	567	890	321	654	987
...

前ヨリ續ク

在 朝 鮮 國 領 事 廳	樺 戶 集 治 監 計	空 知 集 治 監	沖 繩 縣	東 京 府 小 笠 原 島 出 張 所	合 計	廳 名	件數		受理件數區別		處分區別		消滅		未決		中止		
							前 年	本 年	告 白	受 理	發 見	現 行	重 罪	輕 罪	件 數	人 員	件 數	人 員	件 數
...
...

前年表取調中ニ係ル未決中止ノ合計ト本表前年ヨリノ越高ト差違ヲ生セ
シハ本年ニ至リ他廳へ全部囑托セシ等ニ起因セリ次表亦同シ

廳名	件數		人員		受理件數區分	管轄	言渡人員區分	消滅		未決		中止	
	前年	本年	前年	本年				數	人員	數	人員	數	人員
浦和
熊谷
前橋
靜岡
岡濱
甲府
長野
野上
新發田
合計

廳名	件數		人員		受理件數區分	管轄	言渡人員區分	消滅		未決		中止	
	前年	本年	前年	本年				數	人員	數	人員	數	人員
長岡
高田
湯川
合計
京本
都宮
大坂
神洲
戸本
山岡
合計

廳名	前年		本年計	前年		本年計	受理件數區分	管轄免訴	消滅未決中止
	件數	人員		件數	人員				
大津	100	100	100	100	100	
津	
福井	
井	
金澤	
澤	
富山	
和歌山	
山田	
本	
計	

廳名	前年		本年計	前年		本年計	受理件數區分	管轄免訴	消滅未決中止
	件數	人員		件數	人員				
德島	100	100	100	100	100	
高知	
高	
知	
松山	
山	
山	
古	
名	
古屋	
屋	
安	
津	
安	
津	
山	
山	
高	
山	
高	
山	
計	

前ヨリノ續

廳名	件數		人員		受案件數區分	管轄	免	言渡人員區分	消滅	未決	中止
	前年	本年	前年	本年							
島	100	120	10	12
宮崎輕罪裁判所
仙臺
福白
島平
山本
形田
合計

廳名	件數		人員		受案件數區分	管轄	免	言渡人員區分	消滅	未決	中止
	前年	本年	前年	本年							
盛本
盛井
秋大
秋曲
弘木
弘八
前支
函館輕罪裁判所
札幌輕罪裁判所
根室輕罪裁判所
東京府小笠原島出張所
沖繩縣
空知集治監
樺戶集治監
合計

犯罪ノ性質	検事ノ起訴セザル件數		豫審判事ノ免訴言渡ニ係ル人員區分	
	モサカス受 ノルヲ可理	計	除滿ノ公訴 免期	免全
夜間故ナク人ノ住居ヲ侵ス	六二	六八	一	一
官ノ封印ヲ破毀ス	一一	一一	一	一
徴兵免役ヲ圖ル	四八	四八	一	一
内國通用ノ金銀銅貨及紙幣ヲ偽造變造シテ行使ス	四六	五六	一	一
紙幣ヲ收受スル後偽造變造ナルヲ知テ行使ス	一〇	一〇	一	一
各官署ノ印ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用ス	三〇	三三	一	一
各種ノ印紙及郵便切手ヲ偽造變造シ又ハ其情ヲ知テ使用ス	六	六	一	一
印紙及ヒ郵便切手ヲ再用ス	二六	二六	一	一
官ノ文書ヲ偽造シ又ハ附減變換シテ行使及ヒ毀棄ス	一六八	一九二	一	一
官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用ス	一一	一一	一	一
證書ヲ偽造シ及ヒ變造ス	七四八	八八八	一	一
他人ノ私印ヲ偽造シテ行使ス	六四八	七三六	一	一
他人ノ印影ヲ盜用ス	五八三	四七六	一	一
私書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使ス	一一四七	一一一九	一	一
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	二	二	一	一
屬籍身分氏名ヲ詐稱シ其詐稱ノ所爲ヲ以テ免狀ヲ受テ	四	四	一	一

偽造	検事ノ起訴セザル件數		豫審判事ノ免訴言渡ニ係ル人員區分	
	モサカス受 ノルヲ可理	計	除滿ノ公訴 免期	免全
度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シテ販賣ス	一一〇三	一一一三	一	一
屬籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱ス	三三七	四一五	一	一
官職位階ヲ詐稱シ又ハ官ノ服飾徽章若クハ内外國ノ勳章ヲ 僭用ス	一一一	一一一	一	一
公選ノ投票ヲ偽造シ又ハ其數ヲ増減ス	一九	一九	一	一
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルヲ能ハサル ニ至ラシム	三	三	一	一
傳染病豫防規則ニ關スル罪	一	一	一	一
官許ヲ得スレテ危害ヲ生ス可キ物品製造所ヲ創設ス	一	一	一	一
官許ヲ得スレテ健康ヲ害ス可キ物品ノ製造所ヲ創設ス	二	二	一	一
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シテ販賣ス	二	二	一	一
官許ヲ得スレテ醫業ヲ爲ス	二八	三〇	一	一
公然猥褻ノ所爲ヲ爲ス	一	一	一	一
風俗ヲ害スル冊子圖書其他猥褻ノ物品ヲ公然頒布シ或ハ販 賣ス	四	四	一	一
賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ又ハ博徒ヲ招結ス	三	三	一	一
博奕ヲ爲ス	七八	八七	一	一
房屋ヲ給與シテ博奕ヲ爲サシム	二	二	一	一
富籤ヲ以テ利益ヲ僥倖スル業ヲ興行ス	一六	一七	一	一
神廟佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ所爲ヲナス	一	一	一	一
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス	二	二	一	一

犯罪ノ性質	検事ノ起訴セザル件數		豫審判事ノ免訴言渡ニ係ル人員區分	
	モサノ	モサカス	スナラ	スナラ
墳墓ヲ毀壞シ棺槨又ハ死屍ヲ見シ及モ死屍ヲ毀棄ス	一	二	二	二
食用物ノ賣買ヲ妨害ス	二	二	二	二
糶賣又ハ入札ヲ妨害ス	二	二	二	二
農商工業ヲ妨害ス	二	二	二	二
官吏其官掌ニ係ル法律規則ヲ公布施行セズ又ハ公布施行ヲ妨害ス	二	二	二	二
官吏擅ニ其權利ヲキリ行ハシメ又ハ其爲ス可キ權利ヲ妨害ス	二	二	二	二
人ノ身體財產ヲ妨害スル即チ人アルニ當リ豫審判事豫審判官其報告ヲ受ケ處分セズ	二	二	二	二
逮捕官吏擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ不正ニ人ヲ監禁ス	二	二	二	二
逮捕及司獄官吏又ハ護送者囚人ニ對シ飲食衣服ヲ除去シ及背結ノ所爲ヲナス	二	二	二	二
裁判官豫審及警察官吏被告人ニ陳述セシムル爲メ暴行又ハ凌辱ヲ爲ス	二	二	二	二
裁判官民事ノ裁判ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ隠匿シ不正ノ處分ヲナス	二	二	二	二
官吏自ラ監守スル所ノ金穀物件ヲ竊取ス	二	二	二	二
租稅其他諸稅ノ入額ヲ徵收スル官吏正數外ノ金數ヲ徵收ス	二	二	二	二
謀殺	二	二	二	二
同未遂	二	二	二	二
毒殺	二	二	二	二
計	二	二	二	二
スナラ	二	二	二	二
除滿ノ公訴	二	二	二	二
ナ裁判	二	二	二	二
免全	二	二	二	二
計	二	二	二	二
監入	二	二	二	二
監入不	二	二	二	二

故殺	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七
同未遂	五	五	五	四	二	四	六	五	一
謀テ他人ヲ謀故殺ス	六	三	六	五	一	三	五	三	二
人ヲ毆打シテ死ニ致ス	七	二	八	三	二	二	三	三	二
毆打創傷	七	二	八	三	二	二	三	三	二
健康ヲ害ス可キ物品ヲ施行シテ人ヲ疾苦セシム	七	二	八	三	二	二	三	三	二
身體財產ヲ防衛スル爲止ムヲ得ズ人ヲ殺傷ス	七	二	八	三	二	二	三	三	二
過失殺	二二	三	二六	一一	二	二	七	六	七
過失傷	八一	五	八六	六	二	二	八	七	八
人ヲ欺唆シテ自殺セシメ及補助ヲ爲ス	二七	六	三三	二八	三	二	三三	二八	二
擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ私家ニ監禁ス	二七	六	三三	二八	三	二	三三	二八	二
擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ又ハ飲食衣服ヲ除去シ其他苛酷ノ所爲ヲナス	二七	六	三三	二八	三	二	三三	二八	二
脅迫	二七	六	三三	二八	三	二	三三	二八	二
墮胎	五〇	三	五三	四七	二	二	五三	四七	二
幼者老若ヲ遺棄ス	四七	三	五〇	四三	二	二	五〇	四三	二
幼者ヲ擧取シ又ハ誘拐シテ自ラ監禁シ若クハ他人ニ交付ス	四七	三	五〇	四三	二	二	五〇	四三	二
猥褻ノ所行ヲ爲ス	六二	一	六三	五七	一	一	六三	五七	一
強姦	六二	一	六三	五七	一	一	六三	五七	一
同未遂	六二	一	六三	五七	一	一	六三	五七	一
幼者ヲ姦淫ス	六二	一	六三	五七	一	一	六三	五七	一
計	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七
スナラ	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七
除滿ノ公訴	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七
ナ裁判	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七
免全	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七
計	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七
監入	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七
監入不	二六	五	三二	九一	一八	一	二四	八七	二七

犯罪ノ性質	検事ノ起訴セザル件数		検審判事ノ免訴言渡ニ係ル人員区分	
	モサカス ノルヲ	モサカス ノルヲ	除満ノ 免期	計
十二歳未満ノ男女ノ淫行ヲ勸誘シテ媒合ス 有夫ノ婦姦通ス	11	1		12
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス	206	7		213
誣告	50	3		53
惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス	591	7		600
子孫其祖父母ニ對シテ衣食ヲ供給セズ其他必要ナル養育關ヲ 人ノ所有物ヲ竊取ス	163	7		170
同未遂	182	1		183
田野ニ於テ穀類菜菓其他産物ヲ竊取ス	26	1		27
山林ニ於テ竹木産物其他ノ産物又川澤池沼湖海ニ於テ人ノ 生獲シ若クハ贖業ニ關スル産物ヲ竊取ス	97	1		98
牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取ス	622	1		623
人ニ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取ス	2	1		3
同未遂	670	8		678
強盜人ヲ殺傷ス	4	1		5
遺失及隠匿物ヲ拾得テ隠匿シ所有主ニ還付セズ又ハ官ニ 申告セズ	131	1		132
埋藏物ヲ隠匿ス	10	1		11

犯罪ノ性質	検事ノ起訴セザル件数		検審判事ノ免訴言渡ニ係ル人員区分	
	モサカス ノルヲ	モサカス ノルヲ	除満ノ 免期	計
家賃分數ノ際其財產ヲ隠匿隠蔽シ又ハ虚偽ノ負債ヲ増加ス 人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若クハ證書類ヲ竊取ス	793	1		794
同未遂	110	5		115
幼者ノ知識隠蔽ニ乘レテ證書類ヲ授與セシム	330	6		336
他人ノ動産不動産ヲ冒認シテ販賣交換シ又ハ抵當取物ト爲 ス	110	6		116
二重抵當及典物ト爲ス	100	6		106
受寄ノ財物借用物又ハ典物其他委託ヲ受ケタル金銀物件ヲ 費消ス	100	6		106
拐帶	319	3		322
官署ヨリ差押ヘタル物件ヲ藏匿脱漏ス	1	1		2
強盗隠匿ノ贓物ナルヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏取寄若クハ牙 保ヲ爲ス	167	10		177
放火	151	1		152
同未遂	11	7		18
失火	183	1		184
堤防ヲ決潰シ又ハ水閘ヲ毀壞ス	26	3		29
水利ヲ妨害ス	6	1		7
船舶ヲ覆没ス	1	1		2
人ノ家屋其他ノ建造物ヲ毀壞ス	68	4		72
人ノ家屋ニ關スル體障及圍池ノ裝飾又ハ田圃ノ樊籬牧場ノ 柵欄ヲ毀壞ス	11	4		15
人ノ稼穡竹木其他需用ノ植物ヲ毀壞ス	8	1		9

犯罪ノ性質	検事ノ起訴セザル件數		律審判事ノ免訴官渡ニ係ル人員區分	
	モキ爲罪 ノラト	モサカス受 ノラ可理	スナ充證 ラ分憑	スナ罪ト ラ
土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞ス	一六	二	八	一〇
人ノ器物ヲ毀棄ス	三三	三	三六	一〇
人ノ家畜ヲ殺ス	一三	一	一四	一
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡ス	一	一	二	一
路上ニ於テ犬ヲ驚逸セシム	一	一	二	一
人ヲ罵詈ス	一〇	一	一一	一
雜種類	二〇	一	二一	一
計	一〇六	一〇	一一六	一〇
諸罰則	二	一	三	一
出版條例違背	三	一	四	一
新聞條例違背	一	一	二	一
集會條例違背	一	一	二	一
賣藥規則違背	一	一	二	一
米商會所條例違背	一	一	二	一
國立銀行條例違背	一	一	二	一
酒造稅規則違背	一	一	二	一

烟草稅規則違背	二八	一	二九	一
鳥獸獵規則違背	四	一	五	一
銃砲取締規則違背	二七	一	二八	一
傳染病豫防規則違背	七	一	八	一
海上衝突豫防規則違背	一八	一	一九	一
船稅規則違背	五九	一	六〇	一
郵便條例違背	六二	一	六三	一
電信條例違背	二五	一	二六	一
日本抗法違背	五	一	六	一
證券印紙稅規則違背	二九〇	一	二九一	一
賣藥印紙稅規則違背	一三七	一	一三八	一
土地賣買讓渡規則違背	九七	一	九八	一
地券印稅規則違背	四七	一	四八	一
度量衡改正規則違背	三三	一	三四	一
牛馬賣買取締規則違背	一一	一	一二	一
車稅規則違背	一〇六	一	一〇七	一
代言人規則違背	三	一	四	一
西洋形船舶海員雇入雇止規則違背	三	一	四	一
古物商取締條例違背	一四	一	一五	一

表六十四第款一第部四第
 遇所人告彼ル係ニ分處審廉ルス對ニ廳各

廳名	拘留		監收		保釋		付責	拘束者	計	保釋ノ求ル者	保釋	取消
	自	他	自	他	自	他						
東京輕罪裁判所	九七五	二六	九三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
橫濱	七〇九	六	五五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八王子支廳	二五九	五	一八六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	九六八	一一	七四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉	二〇三	二	一八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八日市場支廳	二四九	—	二四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四九二	二	四八八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水戸	一八四	—	二九六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浦支廳	一三七	—	三〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
妻支廳	一六五	—	二二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四八六	—	八二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	二四二	—	三八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宇都宮支廳	四三八	—	七八九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	六八〇	—	一一七二	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ノ續リヨ前

朝鮮領事處斷ニ係ル件	犯罪ノ性質		檢事ノ起訴セザル件數	豫審判事ノ免訴言渡ニ係ル人員區分
	モサ爲罪ノルヲト	モサカス受ノルヲ可理		
賭博	—	—	—	—
毆打創傷	—	—	—	—
人ノ所有物ヲ竊取ス	—	—	—	—
人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物ヲ騙取ス	—	—	—	—
受寄ノ財物借用物ヲ費消ス	—	—	—	—
物品ノ賣買ヲ妨害ス	—	—	—	—
計	—	—	—	—
合計	三〇六六	五五七	三六〇九	—
土地開墾規則違背	六〇七	—	二八八	—
訴訟用印紙規則違背	—	—	—	—
徵兵令違背	—	—	—	—
戶籍法違背	—	—	—	—
富籤ヲ購求ス	—	—	—	—
計	六〇七	—	二八八	—
證分ラナクテスナラ	—	—	—	—
除滿ノ免期ナキ經	—	—	—	—
計	—	—	—	—
監入	—	—	—	—
監不入	—	—	—	—

鳥島	高知	松山	山高	以上大坂府管内ノ 合計	名古屋	安濃	津山	岐高	卓山
鳥島	高知	松山	山高	以上大坂府管内ノ 合計	名古屋	安濃	津山	岐高	卓山
町支	村支	和島支	松島支	合計	崎支	田支	山支	山支	山支
計廳	計廳	計廳	計廳	計廳	計廳	計廳	計廳	計廳	計廳
四〇	四六	一四一	一三三	五三九	七	八九	三六	三三	三三
二六	五〇	一三三	一三三	七二九	七〇	三三	一三	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	二五	八	八	八	一四	一	一	一	一
一〇一	八二	三三	三三	八二	一六	一〇	一〇	一〇	一〇
一七四	一八〇	一五五	一五五	二一九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

大津	福小	井小	金澤	富山	和歌山	山田	本
大津	福小	井小	金澤	富山	和歌山	山田	本
根支	濱支	尾支	七支	輕罪裁判所	邊支	田支	本支
計廳	計廳	計廳	計廳	計廳	計廳	計廳	計廳
一〇	一八	一〇	三三	四〇	一五	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
六	一六	九	一	一	一	一	一
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一

廳名	以上名古屋院裁辨所管内ノ合計											保釋		付責		計	ルセ 者タ	保釋		取 消													
	鳥	米	子	支	江	西	郷	支	松	濱	田	支	口	赤	間			支	山		木	鳥	尾	道	支	廣	木	自己	他	自己	他	拘東	保釋
留	二八〇	二七			五七〇	八			二二二			二五五	二九七	二八五	二二			七	二八五	二八五	二二	二二	二五	二一七	二五			二一					二
監	五〇	二			八			二〇			九	一	一	一〇	六			一	四	二			一	一	一			一					
付	三三	三			三			三			三	六	三	三	一				二	二			二	二	二	二	二						
計	三三〇	二七			五七〇	八			二二二			二五五	二九七	二八五	二二			七	二八五	二八五	二二	二二	二五	二一七	二五			二一					

以上名古屋院裁辨所管内ノ合計															保釋		付責		計	ルセ 者タ	保釋		取 消										
鹿	大	島	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支			支	支		支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
六	一	三			四			五			二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四
二	三	四			五			六			七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九
三	四	五			六			七			八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
四	五	六			七			八			九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一

前日ノ續

廳名	留 拘		監 收		保 釋		付 責		計	保 釋 ノ 求 者 ヲ 請 願	取 消	
	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人			保 釋	取 消
島 計	六六	三三〇	一七	一	二	二	二	二	八二八	九七	一	
宮崎輕罪裁判所	一五八	二〇五	八						六九三	一六		
以上長崎控訴裁判所管内ノ 合計	二〇七	三七三	三	七					一一九七	五〇	二	三
仙臺 石巻支廳	三三	四七	一						一〇七	五		
福本 白河支廳	一三〇	七六	三						九八七	三		
島 若松支廳	九二	八四	二						二〇六	三		
山本 米澤支廳	一六二	一三八	二						三〇〇	一三		
形酒田支廳	七九	一一一	二						一九〇	一四		
計	七三	七八七	一七	一					一〇一六	三三	三	三

廳名	留 拘		監 收		保 釋		付 責		計	保 釋 ノ 求 者 ヲ 請 願	取 消	
	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人			保 釋	取 消
盛本 井支廳	四四	一四七	七						一九一	九		
岡本 曲支廳	八八	三三三	一〇						四二一	一		
秋田 大曲支廳	一七七	一七一	三						三五八	六		
以上宮崎控訴裁判所管内ノ 合計	一七六	二六八	一六	一〇					四四四	一六	一	二
弘前 八戸支廳	八五	二四	四						一一〇	七		
函館輕罪裁判所	三三	二六八	二						三〇一	三		
札幌輕罪裁判所	三三	一六〇	二						一九五	一		
根室輕罪裁判所	八一	四四	三						一二五	二		
以上函館控訴裁判所管内ノ 合計	一八九	五〇四	二						七二二	五	二	三
東京府小笠原島出張所	四	四							八			
沖繩 繩縣	四九	二	六						五五			
空知 集治監												
樺戸 集治監		一〇							一〇			
計	四一〇	一〇七〇	四一	一〇					二〇一六	六六	六	二

表七十四第款一第部四第
 件別ル係ニ撮取ノ事判審豫及官察檢ルス對ニ廳各

本	木 枋		戸 氷		葉 千		濱 横		東京 輕罪 裁判所	廳 名
	宇 都 宮 支	本	下 妻 支	土 浦 支	八 日 市 場 支	本	八 王 子 支	本		
廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計		
三	三	四	二	二	二	二	二	二		
五	一	四	二	二						
六	八	八	二	六	六					
一三八	三六二	一八一	一八一	七六七	八一	五四八	一三八	九八四	一〇三〇	八三四

一三四

前ヨリ續ク

在朝鮮國領事廳	總計	廳名		保 釋	責 任	計	保 釋	取 消					
		留	拘										
第四十四表ノ人員ヨリ本表ニ於テ人員超過セシ所以ノモノハ一人ニシテ 拘留及保釋等ノ處遇ヲ受ケシヲ以テナリ	一六七四九 六	六	二五二六六 六	六二九	四五〇	一九	三三三	一一三三三 三七八〇三	八三二 一四	二二四二 二	一五三	九六	

四三〇

廳名		尋問止	檢送事	治罪ノ係	別件
大津彦根支廳	一三	一一〇	一〇	一	一一〇
金澤七尾支廳	六	六	六	二	一四
富山輕罪裁判所	一六	二二	六	一	三五
和歌山邊支廳	三	六	一	一	三四
德島町支廳	三〇	一七	一	一	三九
高松中村支廳	一	一〇	一	一	三四
知多支廳	一	一〇	一	一	三四
合計	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

廳名		尋問止	檢送事	治罪ノ係	別件
松字和島支廳	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山高松支廳	一	一	一	一	一
名古屋崎支廳	二	二	二	二	二
安濃田支廳	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
津山支廳	一	一	一	一	一
岐阜高木支廳	一	一	一	一	一
廣尾支廳	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
島尾支廳	一	一	一	一	一
木	一	一	一	一	一
合計	六二〇	六二〇	六二〇	六二〇	六二〇

表八十四第款一第部四第
 渡言ノ金罰ル係ニ廷審豫ルス對ニ廳各

廳名	犯罪ノ性質							計	罰金罰鍰ニ係ル金額區分		
	解 剖 肯 セ	分 析 肯 セ	鑑 定 肯 セ	陳 述 肯 セ	宣 誓 肯 セ	呼 出 應 セ	呼 出 再 度 ノ 呼 出 應 セ		廿 四 圓 以 上	十 圓 以 上	二 圓 以 上
千八日市場支廳											
氷戸輕罪裁判所											
浦和支廳											
甲府輕罪裁判所											
長松本支廳											
野上支廳											
新瀉輕罪裁判所											
以上東京控訴裁判所管内ノ合計											
大坂支廳											
阪奈支廳											
岡山輕罪裁判所											
福本支廳											
井小濱支廳											
計											
以上											
以上											
以上											

四四〇

廳名	犯罪ノ性質							計	罰金罰鍰ニ係ル金額區分		
	解 剖 肯 セ	分 析 肯 セ	鑑 定 肯 セ	陳 述 肯 セ	宣 誓 肯 セ	呼 出 應 セ	呼 出 再 度 ノ 呼 出 應 セ		廿 四 圓 以 上	十 圓 以 上	二 圓 以 上
金澤輕罪裁判所											
富山輕罪裁判所											
和歌山輕罪裁判所											
高木支廳											
知中村支廳											
以上大阪控訴裁判所管内ノ合計											
名古屋支廳											
岐阜支廳											
安山支廳											
津山支廳											
以上名古屋控訴裁判所管内ノ合計											
山口輕罪裁判所											
江松支廳											
取米子支廳											
以上廣島控訴裁判所管内ノ合計											
平戸支廳											
計											
以上											
以上											
以上											

四四一

第四部

第二款

此ニハ會議局ニ於テ取扱タル豫審中ノ故障及豫審終結ニ係ル故障ノ趣意又ハ判決ノ區分並各裁判廳ニ就テ故障ノ趣意又ハ判決ノ區分及免訴言渡ノ區別ヲ示ス者トス

表十五第款二第部四第
 決判ノ障故ル係ニ中審豫ルス對ニ廳各

廳名	件數		人員		判決可取數區分		棄却消滅未決	
	前年	本年	前年	本年	官 人	民 人	官 人	民 人
東京輕罪裁判所	—	—	—	—	—	—	—	—
橫濱輕罪裁判所	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉輕罪裁判所	—	—	—	—	—	—	—	—
水戸浦支廳	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡輕罪裁判所	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟本廳	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟發田支廳	—	—	—	—	—	—	—	—
以上東京控訴裁判所管内ノ合計	—	—	—	—	—	—	—	—
京都輕罪裁判所	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪奈良支廳	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸輕罪裁判所	—	—	—	—	—	—	—	—
金澤本廳	—	—	—	—	—	—	—	—
澤七尾支廳	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

表九十四第款二第部四第
 分區決判及意趣ノ障故ル係ニ中審豫

故障ノ趣意	件數		人員		判決可取數區分		棄却消滅未決	
	前年	本年	前年	本年	官 人	民 人	官 人	民 人
管轄違ノ申立ヲ棄却シタルニ付	—	—	—	—	—	—	—	—
法律ニ背キ合狀ヲ發シタルニ付	—	—	—	—	—	—	—	—
法律ニ背キ合狀ヲ發セサルニ付	—	—	—	—	—	—	—	—
法律ニ背キ保釋責任ヲ爲シタルニ付	—	—	—	—	—	—	—	—
法律ニ背キ保釋責任ヲ爲ササルニ付	—	—	—	—	—	—	—	—
越權ノ處分アリタルニ付	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

廳名	件數		人員		判決可取區分		棄却消滅未決	
	前年	本年	前年	本年	官人	民人	合計	合計
富山輕罪裁判所	二	八	二	九			六	
和歌山輕罪裁判所								
德島輕罪裁判所								
高木								
知中村支廳								
以上大阪控訴裁判所管内ノ合計	二	八	二	九			六	
名古屋岡崎支廳								
安濃津輕罪裁判所								
以上名古屋控訴裁判所管内ノ合計	二	八	二	九			六	
廣島								
島尾道支廳								
合計	二	八	二	九			六	

廳名	件數		人員		判決可取區分		棄却消滅未決	
	前年	本年	前年	本年	官人	民人	合計	合計
鳥取輕罪裁判所								
以上廣島控訴裁判所管内ノ合計	二	八	二	九			六	
長崎輕罪裁判所								
佐賀輕罪裁判所								
福岡								
小倉支廳								
以上長崎控訴裁判所管内ノ合計	二	八	二	九			六	
山形								
酒田支廳								
以上盛岡控訴裁判所管内ノ合計	二	八	二	九			六	
盛岡輕罪裁判所								
秋本								
大曲支廳								
以上宮城控訴裁判所管内ノ合計	二	八	二	九			六	
弘前輕罪裁判所								
函館輕罪裁判所								
以上函館控訴裁判所管内ノ合計	二	八	二	九			六	
總計	二	八	二	九			六	

廳名	前年		本年		認可	取消	管轄免	移送	合計	案件數	人員數
	件數	人員	件數	人員							
大津	1	1	1	1					2	2	2
彦根	1	1	1	1					2	2	2
福井	1	1	1	1					2	2	2
小坂	1	1	1	1					2	2	2
金澤	1	1	1	1					2	2	2
七尾	1	1	1	1					2	2	2
富山	1	1	1	1					2	2	2
和歌山	1	1	1	1					2	2	2
田邊	1	1	1	1					2	2	2
木	1	1	1	1					2	2	2
合計	10	10	10	10					20	20	20

廳名	前年		本年		認可	取消	管轄免	移送	合計	案件數	人員數
	件數	人員	件數	人員							
德島	1	1	1	1					2	2	2
高松	1	1	1	1					2	2	2
知多	1	1	1	1					2	2	2
中村	1	1	1	1					2	2	2
松山	1	1	1	1					2	2	2
宇和島	1	1	1	1					2	2	2
山高	1	1	1	1					2	2	2
名古屋	1	1	1	1					2	2	2
古岡	1	1	1	1					2	2	2
屋崎	1	1	1	1					2	2	2
安本	1	1	1	1					2	2	2
濃田	1	1	1	1					2	2	2
津山	1	1	1	1					2	2	2
岐阜	1	1	1	1					2	2	2
本	1	1	1	1					2	2	2
合計	10	10	10	10					20	20	20